

令和8年度

# こはくのまちは ふくしのまち

—障がい者福祉ガイドブック—



久慈市

(R8.4改訂)



# 目次

障がい程度別該当制度一覧	1		
<b>1. 相談の窓口</b>			
久慈市役所(久慈市福祉事務所)	5	緊急通報装置の貸与	26
障がい者への虐待に関する相談・通報	5	成年後見制度	26
機能強化事業委託相談支援事業所	6	あんしんサポート事業	26
久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	6	日常生活自立支援事業(あんしんねっと)	26
民生委員・児童委員、主任児童委員	6	生活福祉資金の貸付	27
身体障害者相談員、知的障害者相談員	6	介護機器貸し出し事業	27
久慈市社会福祉協議会	6	録音広報(声の広報)	27
岩手県久慈保健所	7	市営住宅の入居	27
岩手県福祉総合相談センター	7	避難行動要支援者支援事業	27
岩手県立療育センター	8		
岩手県医療的ケア児支援センター	9	<b>6. 各種軽減・割引</b>	
		J R 運賃の割引	28
<b>2. 手帳</b>		三陸鉄道運賃の割引	28
身体障害者手帳	10	バス運賃の割引	29
療育手帳	11	タクシー運賃の割引	29
精神障害者保健福祉手帳	12	航空運賃の割引	29
手帳申請用診断書料の補助	12	フェリー旅客運賃の割引	30
		有料道路通行料金の割引	30
<b>3. 年金・手当等</b>		NHK 放送受信料の減免	31
障害基礎年金(国民年金)	13	電話番号無料案内	31
障害厚生年金	13	携帯電話基本料金等割引	31
特別障害者手当	14	公共施設の利用料割引	31
障害児福祉手当	14	所得税の障害者控除	32
特別児童扶養手当	15	住民税の障害者控除	32
児童扶養手当(父又は母の障がい)	16	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	32
在宅重度障害者家族介護慰労手当	16		
心身障害者扶養共済制度	17	<b>7. 自立支援給付等に基づく福祉サービス</b>	
		障がい者福祉サービス利用について	34
<b>4. 医療</b>		障がい児福祉サービス利用について	37
自立支援医療制度(更生医療)	18	サービス申請に必要な書類等	38
自立支援医療制度(育成医療)	18	各種サービス事業所一覧	39
自立支援医療制度(精神通院)	18		
重度心身障害者医療費の助成	19	<b>8. 介護保険</b>	45
ひとり親家庭等医療費の助成	19		
後期高齢者医療	19	<b>9. その他</b>	
		民生委員・児童委員名簿	47
<b>5. 日常生活の支援</b>		主任児童委員名簿	48
補装具費の支給	20	身体障害者相談員名簿	49
福祉タクシー助成券	20	知的障害者相談員名簿	49
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	20	久慈市身体障害者協議会	49
日常生活用具等の給付	21	久慈市精神障害者家族会「祐慈の会」	49
在宅酸素療法患者酸素濃縮装置使用助成金	24	久慈市手をつなぐ育成会	50
自動車運転免許取得費の助成	25	久慈・子どもと成長する親の会からふる	50
自動車改造費の助成	25		
意思疎通(コミュニケーション)支援事業	25		

# 障がい程度別該当制度一覧

○は該当、△は一部該当が目安です。制度によって年齢、所得、等級（程度）等により制限がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

障がいの種別 等級		制 度	年 金 ・ 手 当 等							医 療									
			障 害 基 礎 年 金 ( 国 民 年 金 )	障 害 厚 生 年 金	特 別 障 害 者 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当 ( 父 又 は 母 の 障 が い )	家 族 介 護 慰 労 手 当	在 宅 重 度 障 害 者	扶 養 共 済 制 度	心 身 障 害 者	自 立 支 援 医 療 ( 更 生 医 療 )	自 立 支 援 医 療 ( 育 成 医 療 )	自 立 支 援 医 療 ( 精 神 通 院 )	重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 の 助 成	重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 ( 父 又 は 母 の 重 度 障 害 )	後 期 高 齢 者 医 療	
身 体 障 が い 者 程 度 等 級	視 覚 障 が い	1	支給となる障がいの程度は法律に定められており、申請後の審査で認められると給付されます。	支給となる障がいの程度は法律に定められており、申請後の審査で認められると給付されます。	△	○	○	○	△	○	○	○		○	△	○			
		2				△	○			○	○	○		○	△	○			
		3											○	○					○
		4												○	○				
		5												○	○				
		6													○	○			
	聴 覚 ま た は 平 衡 機 能 障 が い	2						△	○	○			○	○	○		○	△	○
		3											○	○	○				○
		4												○	○				
		5												○	○				
		6												○	○				
															○	○			
	音 声 言 語	3											○	○	○				○
		4												○	○				○
	肢 体 不 自 由 ( 上 肢 ・ 下 肢 ・ 体 幹 )	1						△	○	○	○	△	○	○	○		○	△	○
		2							△	○	○		○	○	○		○	△	○
		3											○	○	○				○
		4												○	○				△
		5												○	○				
		6												○	○				
	内 部 障 が い	1						△	○	○	○	△	○	○	○		○	△	○
		2							△	○	○		○	○	○		○	△	○
		3											○	○	○				○
		4												○	○				
療 育 手 帳	A				△	○	○	○	△	○			△	○	△	○			
	B						△			○			△		△				
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1				△		○	○	△	△			△	○	△	○			
	2						○	○		△			△		△	○			
	3												△		△				
ペ	ー	ジ	13	13	14	14	15	16	16	17	18	18	18	19	19	19			

障がいの種類 等級		制 度	日 常 生 活 の 援 助								
			補 装 具 費 の 支 給	福 祉 タ ク シ ー 助 成 券	高 齢 者 及 び 障 が い 者 に や さ し い 住 ま い づ く り	日 常 生 活 用 具 等 の 給 付	取 得 費 の 助 成	自 動 車 運 転 免 許	自 動 車 改 造 費 の 助 成	一 シ ョ ン ） 支 援 事 業	意 思 疎 通 （ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ） 支 援 事 業
身 体 障 が い 者 程 度 等 級	視 覚 障 が い	1	○	○	△	○				○	△
		2	○	○	△	○				○	△
		3	○		△	○				○	△
		4	○			○				○	△
		5	○			○				○	△
		6	○			○				○	△
	聴 覚 ま た は 平 衡 機 能 障 が い	2	○	○	△	○	△			△	△
		3	○		△	○	△			△	△
		4	○			△	△			△	△
		5	○			△				△	△
		6	○			△				△	△
	音 声 言 語	3	△		△	○	△			○	△
		4	△			○	△			○	△
	（ 上 肢 ・ 下 肢 ・ 体 幹 ） 肢 体 不 自 由	1	○	○	△	○	△	△			△
		2	○	○	△	○	△	△			△
		3	○		△	○	△				△
		4	○			△	△				△
		5	○			△					△
		6	○			△					△
	内 部 障 が い	1	△	○		△	△				△
		2	△	○		△	△				△
		3	△			△	△				△
		4	△			△	△				△
	療 育 手 帳	A		○		○	△				
B						△					
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1		○		○						
	2										
	3										
ペ ー ジ		20	20	20	21	25	25	25	25	26	

障がいの種類 等級		制 度	日 常 生 活 の 援 助							
			成 年 後 見 制 度	あ ん し ん サ ポ ー ト 事 業	日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 (あ ん し ん ね っ と)	生 活 福 祉 支 援 金 の 貸 付	介 護 機 器 貸 し 出 し 事 業	録 音 広 報 (声 の 広 報)	市 営 住 宅 の 入 居	支 援 事 業  避 難 行 動 要 支 援 者
身 体 障 が い 者 程 度 等 級	視 覚 障 が い	1		○		○	○	○	○	○
		2		○		○	○	○	○	○
		3		○		○	△		○	○
		4		○		○	△		○	○
		5		○		○			○	○
		6		○		○			○	○
	聴 覚 ま た は 平 衡 機 能 障 が い	2		○		○			○	○
		3		○		○			○	○
		4		○		○			○	○
		5		○		○			○	○
		6		○		○			○	○
		言 語 音 声	3		○		○			○
	4			○		○			○	○
	(上 肢 ・ 下 肢 ・ 体 幹)	1		○		○			○	○
		2		○		○			○	○
		3		○		○			○	○
		4		○		○			○	○
		5		○		○			○	○
		6		○		○			○	○
	内 部 障 が い	1		○		○			○	○
		2		○		○			○	○
		3		○		○			○	○
		4		○		○			○	○
	療 育 手 帳	A	○	○	○	○			○	○
B		○	○	○	○			○	○	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1	○	○	○				○	○	
	2	○	○	○				○	○	
	3	○	○	○				○	○	
ペ ー ジ			26	26	26	26	26	27	27	27

障がいの種類 等級		制 度	各 種 軽 減 ・ 割 引										割 引			
			J R 運賃の割引	三陸鉄道運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	航空運賃の割引	フェリー旅客運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の減免	電話番号無料案内	携帯電話基本料金等割引	公共施設の利用料割引	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	自動車税・軽自動車税 種別割等の減免
身 体 障 が い 者 程 度 等 級	視 覚 障 が い	1	○	○	○	○	○	○	○	△	○	各 携 帯 電 話 会 社 に お 問 い 合 わ せ 下 さ い 。	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○
		3	○	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○	○
		4	○	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○	○
		5	○	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○	
		6	○	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○	
	聴 覚 ま た は 平 衡 機 能 障 が い	2	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○
		3	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	○
		4	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	
		5	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	
		6	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	
	音 声 言 語	3	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	△
		4	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	
	(上肢・下肢・体幹) 肢 体 不 自 由	1	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○
		3	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	△
		4	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	△
		5	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	△
		6	○	○	○	○	△	○	○	△			○	○	○	△
	内 部 障 が い	1	○	○	○	○	○	△	○	△			○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	△	○	△			○	○	○	○
		3	○	○	○	○	△	△	○	△			○	○	○	○
		4	○	○	○	○	△	△	○	△			○	○	○	○
	療 育 手 帳	A	○	○	○	○	○	△	○	△	○		○	○	○	○
B		○	○	○	○	△	△		△	○	○	○	○			
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1	○	○	△		○	△		△	○	○	○	○	○		
	2	○	○	△		○	△		△	○	○	○	○			
	3	○	○	△		○	△		△	○	○	○	○			
ペ ー ジ		28	28	29	29	29	30	30	31	31	31	31	32	32	32	

## 1. 相談の窓口

○久慈市役所 久慈市川崎町1番1号 TEL 52-2111 (代表)

《久慈市福祉事務所(社会福祉課)》 市役所1階1番窓口

TEL 52-2119 (直通) FAX 52-2364

障がい福祉の総合窓口として、日常生活、サービス利用、施設利用などすべての相談に応じています。

《市 民 課》 市役所1階4番窓口

TEL 52-2118 (直通) FAX 52-2367

障害基礎年金や重度心身障害者医療費助成、後期高齢者医療の相談に応じています。

※厚生年金加入中の障害年金は日本年金機構二戸年金事務所へお問い合わせください。

地域包括支援センター《介護支援係》 「元気の泉」内

TEL 61-1112 (直通) FAX 61-3178

介護保険制度に係る相談、苦情、介護保険申請を受け付けます。

《保健推進課》 「元気の泉」内

TEL 61-3315 (直通) FAX 52-3197

成人・高齢者の各種検診、予防接種の業務、健康教室や、身体や心の健康などについてのご相談を受け付けます。

こども家庭センター

《子育て支援係》 「元気の泉」内

TEL 52-2169 (直通) FAX 52-3197

保育所等への入所等に係る相談に応じています。

《出産育児支援係》 「元気の泉」内

TEL 66-8288 (直通) FAX 52-3197

妊産婦や乳幼児の健康診査、健康相談を行っています。

《子ども家庭係》 「元気の泉」内

TEL 66-8282 (直通) FAX 52-3197

児童扶養手当の申請を受け付けます。

○障がい者への虐待に関する相談・通報

・久慈市福祉事務所社会福祉課(市役所1番窓口) TEL 52-2119 (直通)

・障がい者110番 TEL 019-639-6533 (平日日中)、090-2277-3456 (夜間、土日祝)

絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。障がい者への虐待については、上記へご相談ください。

## ○機能強化事業委託相談支援事業所

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行っています。

★利用方法…下記へ電話や来所、また希望により訪問相談も行います。

★問合せ先

事業所	相談支援専門員	相談内容	問合せ先
ひばり障害者支援センター	川戸正人 高橋ゆう子	主に身体障がいと知的障がいに関する事	久慈市天神堂 32-8 （「ひばり療護園」内） TEL 61-1840
チャレンジドセンター 久慈相談支援事業所	三角将太	主に就労支援に関する事	久慈市中央 4-34 （「チャレンジドセンター久慈」内） TEL 66-8585
地域生活支援センター久慈	元木澤英典 石羽根ユキ子 大内田敬子	主に精神障がいに関する事	久慈市門前 1-151-1 （「地域生活支援センター久慈」内） TEL 52-8177

## ○久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター

久慈市中央 4-34 （「チャレンジドセンター久慈」内） TEL 66-8585（直通） FAX 66-8033

就業のための職業準備訓練から就職後の支援、生活面の支援も含めて職業生活を一体的に支援します。

## ○民生委員・児童委員、主任児童委員

障がい者や一人暮らし高齢者、子育て家庭、生活に困っている方の相談に応じ、助言などの支援にあたる地域の協力者で、厚生労働大臣から委嘱されています。民生委員・児童委員、主任児童委員に直接ご相談ください。（46 ページ名簿を参照）

## ○身体障害者相談員、知的障害者相談員

身体障がい者、知的障がい者の相談や助言を行う民間の協力者で、久慈市長から委嘱されています。相談員（身体障害者相談員 4 名、知的障害者相談員 1 名）に直接ご相談ください。（49 ページ名簿を参照）

## ○久慈市社会福祉協議会 久慈市旭町 7-127-3（「福祉の村久慈市総合福祉センター」内）

TEL 53-3380（直通） FAX 52-7715

地域福祉活動の推進のため、生活福祉資金の貸付け、ボランティアによる援助活動、介護機器の貸出し、心配ごと相談など各種の支援事業、相談業務を行っています。

○久慈保健所 久慈市八日町 1-1 (久慈地区合同庁舎 2 階)

TEL 53-4987 (直通) FAX 52-3919

母子、成人、老人保健、健康づくりなどの相談。また、栄養改善、感染症対策、結核対策、精神保健福祉、難病対策、食品衛生、動物愛護・管理、エイズ対策、特定疾患など、気軽に相談ができる機関です。面談希望の方は事前にご連絡願います。

★利用方法…

相談方法	相談できる日、時間	備考
直接来所または電話相談	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時	
専門医師による精神保健相談	毎月第 3 金曜日の午後	事前に申し込みが必要です

○岩手県福祉総合相談センター 〒020-0015 岩手県盛岡市本町通 3-19-1

TEL 019-629-9600 (代表)、FAX 019-629-9601

URL <https://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/index.html>

(身体障害者更生相談部門)

〒028-3609 岩手県紫波郡矢巾町医大通 2-1-3

(県立療育センター 1 階)

TEL 019-698-2411 (代表)、FAX 019-698-2414

《児童に関する相談》 問合せ先…TEL 019-629-9608 (直通) FAX 019-629-9612

- ・家庭の事情で子どもを育てることができなくなったとき
- ・身体的な面や知的な面での発達の遅れが心配されるとき
- ・療育手帳 (18 歳未満) の判定を受けたいとき
- ・しつけの問題で悩んでいるとき
- ・家出や非行などの問題行動が見られるとき
- ・学校に行けなかったり家に閉じこもっているとき など

「子ども・家庭テレフォン」

TEL 019-652-4152

9:00～17:00 (月～金、年末年始はお休み)

《女性に関する相談》 問合せ先…TEL 019-629-9610 (直通) FAX 019-629-9612

- ・結婚、離婚、男女関係で悩んでいるとき
- ・暴力や脅迫、性的虐待から逃れたいとき
- ・売春、テレクラ、援助交際等誤った生活から出直したいと悩んでいるとき
- ・夫婦間、家族間その他、人間関係で悩んでいるとき
- ・その他、誰に相談してよいかわからないとき など

《障がいのある人に関する相談》 問合せ先…TEL 019-629-9613 (直通) FAX 019-629-9619

(身体障害者更生相談部門) TEL 019-698-2411 (代表) FAX 019-698-2414

- ・身体障害者手帳の交付や療育手帳 (18 歳以上) の判定を受けたいとき
- ・補装具費の支給や自立支援医療を受けたいとき
- ・障害者支援施設を利用したいとき
- ・日常生活で困ったことがあるとき など

《心の健康に関する相談》 問合せ先…TEL 019-629-9617 (直通) FAX 019-629-9603

- ・精神的不安、対人関係でお困りのとき
- ・アルコールや薬物依存あるいはひきこもりなどの問題で悩んでいるとき など

「こころの電話」 TEL 019-622-6955

9:00～18:00 (祝祭日・年末年始はお休み)

「心の健康相談統一ダイヤル」 TEL 0570-064-556

9:00～22:00 (月～金)

○岩手県立療育センター 〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通 2-1-3

TEL 019-601-2777 (代表) FAX 019-693-3900

URL <http://www.i-ryouiku.com>

岩手県立療育センターは、

- ①児童福祉法に基づく肢体不自由児施設(入所・通園)
- ②医療法に基づく病院、
- ③障害者総合支援法に基づく障がい者支援施設、
- ④発達障害者支援法に基づく発達障がい者支援センター

の機能を持ち、併せて障がい児(者)の療育相談等を行い、障がい児(者)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

### 《肢体不自由児施設》

○入所部門

- ・医療と看護…小児科等の治療、理学・作業・言語療法の実施、24時間体制の看護
- ・生活支援…児童が自信をもって社会参加ができるよう支援
- ・教育…併設の岩手県立盛岡となん支援学校分教室で教育が受けられます。

○通園部門

- ・幼児「つくしんぼ」…障がいをお持ちの就学前在宅幼児を対象とした機能訓練や保育等
- ・重度心身障がい児(者)「かがやき」…在宅重症心身障がい児(者)を対象とした通園事業

### 《外来診療部門》

一般の診療とともに、心身障がい児に対する診療・訓練等を行います。

※新患の方はご予約の上、来所してください。

### 《障がい者支援施設》

○自立訓練(機能訓練・生活訓練)

一定期間、身体機能や生活能力の維持向上のための必要な訓練や相談支援を行います。

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就労後の職場定着支援を行います。

○施設入所支援

自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等のより通所することが難しい方に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活能力が営めるよう支援します。

### 《相談支援部門》 問合せ先…TEL 019-601-3205 (直通)

○地域支援チーム

各地域を巡回し発達相談等の支援を行う他、下記の4つの事業を行います。

- ①市町村の療育事業支援
- ②外来による専門的な療育相談
- ③障がい児の通う保育所や障がい児通園事業等の療育支援
- ④地域療育研修等の開催やサポート

○発達障がい者支援センターチーム

発達障がい児(者)及びその家族に対する様々な支援を行うとともに、関係機関等との連携や調整を行い、発達障がい児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。

岩手県発達障がい者支援センター ウィズ  
TEL 019-601-3203 (相談専用)

○岩手県医療的ケア児支援センター 〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山 24-1

TEL 019-611-0610 (代表)

URL <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/shougai/kokoro/1058038/index.html>

岩手県医療的ケア児支援センターは、下記（１）及び（２）について、医療的ケア児等コーディネーターをはじめとする職員が相談対応します。

- （１）市町村等支援機関への助言指導、医療的ケア児及びその家族への情報提供 等
- （２）地域の関係機関との連絡調整、県内各地域における多職種連携体制の構築支援

相談受付時間		月～金（祝日・お盆・年末年始除く） 9時 30 分から 16 時 00 分まで
受付方法	メールフォーム	<a href="http://form.run/@icare-iwate-toiawase">http://form.run/@icare-iwate-toiawase</a> より入力願います。
	メール	shien@icare-iwate.jp
	電話	019-611-0610
	来所	要予約(上記のメールフォーム、メールまたは電話により予約願います)

～医療的ケア児とは？～

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

## 2. 手帳

**○身体障害者手帳** 問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

身体に障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの等級があります。

★必要書類等	新規	再交付		その他 変更、死亡、等
		程度変更、 障害名追加、 再認定、等	破損、紛失、 写真更新	
①交付申請書【窓口】	○			
②再交付申請書【窓口】		○	○	
③指定医の診断書【窓口】	○	○		
④写真（たて4cm・よこ3cm）1枚	○	○	○	
⑤これまで使用していた手帳		○	○（紛失除く）	○
⑥変更届もしくは返還届【窓口】		○	○	○
⑦本人のマイナンバーのわかるもの	○	○	○	○

### ★手続きの流れ

#### （1）新規の場合

- ①障がい（からだ）の状態が身体障害者手帳に該当する状態か医師に確認する。  
※身体障害者手帳に該当するか判断できる医師は指定医でなければなりません。
- ②窓口（福祉事務所）に診断書の用紙を取りに来る。
- ③医師に診断書を作成してもらう。  
※診断書を作成できる医師は指定医でなければなりません。
- ④診断書、その他必要なもの（顔写真、本人確認書類、マイナンバーのわかるもの）を持参し、窓口で申請する。

#### （2）再認定の場合（身体障害者手帳に再認定の時期が記載されている場合）

- ①福祉事務所より再認定が必要な旨お知らせが来る。（必要な診断書も一緒にお送りします。）
- ②医師に診断書を作成してもらう。
- ③診断書、その他必要なもの（これまで使用していた手帳、顔写真、本人確認書類、マイナンバー）を持参し、窓口で申請する。※「手帳申請用診断書料補助」の手続きも同時に行うことができます。

### ★このようなときは手続きが必要です

- ・氏名や住所が変わったとき、他市町村から転入してきたとき。
- ・手帳を紛失・破損したとき。
- ・障害の程度が変わったとき、再認定の時期になったとき。
- ・障害が治癒したとき、更新（再認定）を希望しないとき、死亡したとき。

知的障がい者（児）に交付される手帳で、障がいの程度によってA（重度）、B（中軽度）の手帳が交付されます。

★必要書類等	新規	再交付 (破損、紛失、 汚損、 写真更新、等)	その他 (変更、死亡、等)	再判定
①交付申請書【窓口】	○			
②再交付申請書【窓口】		○	○	
③写真（たて4cm・よこ3cm）1枚	○	○	○	
④これまで使用していた手帳		○	○（紛失除く）	○
⑤変更届もしくは返還届【窓口】		○	○	○
⑥本人のマイナンバーのわかるもの	○	○		

★手続きの流れ

（1）新規の場合

- ①巡回相談または岩手県福祉総合相談センターにて、手帳が該当になるか判定を受ける。  
（予約が必要なため、お問い合わせください。）
- ②手帳が該当になると判定された場合、窓口（社会福祉課）で申請の手続きをする。
- ③手帳は岩手県が発行し、申請後1ヶ月程度で交付されます。（窓口で交付します。）

（2）再判定の場合（療育手帳に再判定時期が記載されている場合）

- ①巡回相談又は岩手県福祉総合相談センターで判定を受ける。  
（予約が必要なため、お問い合わせください。）
- ②手帳に再判定結果が記載され、ご自宅に郵送されます。

★巡回相談とは・・・

・新規判定または再判定が必要な方（児）で、岩手県福祉総合相談センターに出向くことができない場合は、年に2～3回久慈地区で実施される巡回相談を利用することができる場合もありますので、詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。

★このようなときは手続きが必要です

- ・氏名や住所が変わったとき、他市町村から転入してきたとき
- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・再判定の時期になったとき
- ・死亡したとき

## ○精神障害者保健福祉手帳

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

精神に障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度により 1 級（重度）から 3 級（軽度）までの等級があります。

★必要書類等	新規・更新	変更・再発行 (変更、破損、紛失、 汚損、等)	その他 (死亡 等)
①申請書【窓口】	○		
②変更届・再発行申請書【窓口】		○	
③手帳用診断書	○ (手帳用診断書で新規・更新手続きをされる方)		
④写真（たて 4cm・よこ 3cm） 1 枚	△	△	
⑤これまで使用していた手帳	○（更新のみ）	○（紛失除く）	○
⑥返還届【窓口】			○
⑦本人のマイナンバーのわかるもの	○	○	○

★手続方法…手帳用診断書の用紙は福祉事務所の窓口にありますので、取りに来てくださるようお願いいたします。

### (1) 新規交付申請

必要書類を持参し、福祉事務所窓口で申請の手続きをする。

※初診日から 6 ヶ月を経過した日から申請が可能です。

### (2) 更新

手帳の有効期限は 2 年です。2 年ごとに更新の手続きが必要になります。手続きは新規申請と同じです。（写真は不要です。）

※更新手続きは期限の 3 ヶ月前から可能ですが、期限終了の 2 ヶ月前までに手続きを済ませるようにお願いします。

★このようなときは手続きが必要です

- ・氏名、住所または個人番号が変わったとき、他市町村から転入してきたとき
- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・障がいの程度が変わったとき、再認定の時期になったとき
- ・障がいが治癒したとき、更新（再認定）を希望しないとき、死亡したとき

## ○手帳申請用診断書料の補助

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳を申請する際に取得した診断書 1 枚につき、その料金の半額（上限 3,000 円）を補助します。

★必要書類等…①診断書料領収書、②振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

### 3. 年金・手当等

#### ○障害基礎年金（国民年金） 問合先…市民課（市役所4番窓口） Tel 52-2118（直通）

- ★対象…(1)国民年金加入中に、障がいの原因となった病気やケガの初診日のある方
- ★対象…(2)20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に、障がいの原因となった病気やケガの初診日のある方。ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ★要件…(1)障がい状態要件  
障がい認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った日（症状が固定した日））に法令に定める障害等級表（1級・2級）の障がいの状態にあること。
- ★要件…(2)保険料の納付要件  
初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上が「保険料納付済み」か「免除・納付猶予期間」であること。  
ただし、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ納付要件を満たします。20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。  
※初診日が、平成3年5月1日前的場合は納付要件が異なります。年金事務所にご相談ください。

#### ○障害厚生年金 問合先…日本年金機構二戸年金事務所（二戸市福岡字川又18-16） Tel 0195-23-4111（音声アナウンス1回目は①を、2回目は②を押す）

- ★対象…厚生年金加入中に、障がいの原因となった病気やケガの初診日のある方  
※障害厚生年金は、障害基礎年金に上乗せして支給されます。
- ★要件…(1)障がい状態要件  
障がい認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った日（症状が固定した日））に法令に定める障害等級表（1級・2級・3級）の障がいの状態にあること。
- (2)保険料の納付要件  
障害基礎年金と同じ

**○特別障害者手当** 問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者に支給される手当です。

対象	手当額	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級～ 2 級程度の障がい重複する方</li> <li>・同程度以上に日常生活が制限される方</li> <li>・知的・精神障がい日常生活が制限される方（障害の程度 表 1 参照）</li> </ul>	<p>月額 30,450 円 （令和 8 年 4 月～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院に 3 ヶ月以上入院している方</li> <li>・対象外施設に入所している方</li> <li>・制限以上の所得がある方は対象外となります。</li> </ul>

★支給方法… 2、5、8、11 月に預金口座に振込みされます。

★必要書類等…①身体障害者手帳または療育手帳、②診断書（省略できる場合もあります）、③年金証書、年金額改定通知など前年の年金額の確認できるもの、④振込口座のわかるもの、⑤請求者・配偶者・扶養義務者のマイナンバーのわかるもの

〈表 1〉 特別障害者手当該当者の障害程度

次の①から⑦までに定める障害が重複する在宅の 20 歳以上の方。		
該 当 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</li> <li>③ 両上肢の機能に著しい障がい有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がい有するもの</li> <li>④ 両下肢の機能に著しい障がい有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの</li> <li>⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>⑦ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>

**○障害児福祉手当** 問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

日常生活に常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅重度障がい児に支給される手当です。

対象	手当額	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級～ 2 級程度の方（2 級については医師の診断書で判定）</li> <li>・同程度以上に日常生活が制限される方</li> <li>・知的・精神障がい日常生活が制限される方（障害の程度 表 2 参照）</li> </ul>	<p>月額 16,560 円 （令和 8 年 4 月～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外施設に入所している方</li> <li>・制限以上の所得がある方は対象外となります。</li> <li>※20 歳に達すると受給資格を喪失します</li> </ul>

★支給方法… 2、5、8、11 月に預金口座に振込みされます。

★必要書類等…①身体障害者手帳または療育手帳（所持している場合）、②診断書（省略できる場合もあります）、③振込口座のわかるもの、④請求者・扶養義務者のマイナンバーのわかるもの

〈表 2〉 障害児福祉手当該当者の障害程度

次の①から⑩までに定める障害がある在宅の 20 歳未満の方。		
該 当 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの</li> <li>② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの</li> <li>③ 両上肢の機能に著しい障がい有するもの</li> <li>④ 両上肢の全ての指を欠くもの</li> <li>⑤ 両下肢の用を全く廃したもの</li> <li>⑥ 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの</li> <li>⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>⑨ 知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの</li> <li>⑩ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>

○特別児童扶養手当 問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

	対象	手当額	備考
1 級障害	・身体障害者手帳 1～2 級 ・療育手帳 A ・同程度の障がいのある方	月額 58,450 円 (令和 8 年 4 月～)	・対象児童が対象外施設に入所している方 ・制限以上の所得がある方は対象外となります。 ※対象児童が 20 歳に達すると受給資格を喪失します
2 級障害	・身体障害者手帳 3 級～4 級の一部の方 ・同程度の障がいがある方	月額 38,930 円 (令和 8 年 4 月～)	

★支給方法…4、8、11 月に預金口座に振込みされます。

★必要書類等…①身体障害者手帳または療育手帳、②診断書（省略できる場合もあります）、③戸籍謄本、④振込口座のわかるもの、⑤請求者・配偶者・支給対象児童・扶養義務者のマイナンバーのわかるもの

〈表 3〉特別児童扶養手当該当者の障がい程度

	1 級 障 害	2 級 障 害
該 当 者	① 視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの等 ② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障がいがあるもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障がいがある場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	① 視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のもの等 ② 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障がいがあるもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指をの機能に著しい障がいがあるもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障がいがあるもの ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障がいがあるもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことのできない程度の障がいがあるもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 知的・精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいがある場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## ○児童扶養手当（父または母の障がい）

問合せ先…こども家庭センター（「元気の泉」内） **TEL 66-8282（直通）**

父又は母と生計を共にしていない児童を養育している母又は父、養育者に支給される手当です。  
また、父又は母が障害年金1級に該当する方、身体障害者手帳1級～2級程度の障がいがある方又は重度の精神障がいがある方で、児童を養育している母又は父にも支給されます。

- ★対象児童…(1)18歳に達する年度の年度末までにある児童
- ★対象児童…(2)20歳未満で一定程度以上の障がいがある児童
- ★支給制限…(1)児童が施設に入所又は里親委託されている方
- ★支給制限…(2)制限以上の所得がある方

※令和3年3月に制度改正があり、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができますので、お問い合わせください。

★手 当 額 （令和8年4月～）

児童の人数	支給額（月額）	
	全部支給	一部支給 ※所得に応じて金額が異なります
1人	48,050円	48,040円～11,340円
2人以上 (1人につき加算)	11,350円	11,340円～5,680円

- ★支給方法…奇数月に2か月分が預金口座に振込みされます。
- ★手続方法…請求事由によって提出書類が異なりますので、こども家庭センターへお問い合わせ下さい。

## ○在宅重度障害者家族介護慰労手当

問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） **TEL 52-2119（直通）**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上65歳未満の在宅重度障がい者と同居して常時介護に従事している方に支給される手当です。

対象	手当額	備考
特別障害者手当の対象者と同程度の障がい者を介護している方 ☞特別障害者手当の要件は13ページを参照	月額 3,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当の受給資格者及び配偶者、扶養義務者に前年分の所得税が課税されているとき</li> <li>・障がい者が施設に入所しているとき</li> <li>・障がい者が3ヵ月以上病院・医院に入院しているとき</li> <li>・介護保険による要介護者となっているとき</li> <li>・過去1年間に福祉サービスを利用した場合は対象外となります。</li> </ul>

- ★支給方法…3、6、9、12月に預金口座に振込みされます。
- ★必要書類等…①身体障害者手帳または療育手帳、②診断書（省略できる場合もあります）、③年金証書、④年金額改定通知、⑤振込口座のわかるもの

障がいがある人を扶養している保護者が生存中に一定額の掛け金を収めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいがある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

★障がい者の範囲

次のいずれかに該当する方で、将来自活することが困難であると認められる方（年齢は問いません）

- （1）知的障がい
- （2）身体障害者手帳1級～3級を持っている方
- （3）精神又は身体に永続的な障がいがある方で、（1）、（2）と同程度の障がいと認められる方（たとえば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など）

★加入できる保護者等の要件

障がいのある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たす方。

- ・市内に住所があること
- ・年齢が（加入年度の4月1日時点で）65歳未満であること
- ・特別な疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象になる健康状態であること  
※健康状態によっては、制度に加入いただけない場合があります
- ・障がいがある人1人に対して、加入できる保護者は1人であること

★掛金…加入者の年齢に応じ次のとおりです。なお、課税状況により減免措置があります。

加入者となった時の年齢	掛金（月額）
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円

※2口まで加入できますが、その場合掛金は2倍になります。

★年金の支給

支給事由が発生したその月から、生涯にわたり年金が支給されます。

- ・1口加入の場合 月額2万円（年額24万円）
- ・2口加入の場合 月額4万円（年額48万円）

★必要書類等…①身体障害者手帳または療育手帳及び年金証書等、②保護者（加入者）と障がい者の住民票、③印鑑

## 4. 医療

### ○自立支援医療制度（更生医療）

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

身体障害者が、指定医療機関において、その障がいについて確実な治療の効果が期待できる医療（心臓手術、人工関節置換術、腎移植、人工透析、など）を受ける場合に対象となる制度です。

- ★対象…身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方
- ★給付内容…保険で診療を受けたとき、払うべき自己負担額が基本 1 割負担となります。ただし、保険のきかない診療、投薬は除かれます。
- ★費用…世帯の課税状況等によって、自己負担の上限月額が設定されます。
- ★必要書類等…①指定医療機関の医師が記載した意見書、②身体障害者手帳、③健康保険の資格情報が確認できるもの等（資格確認書、資格情報のお知らせ等）④本人及び同一保険加入者のマイナンバーのわかるもの

### ○自立支援医療制度（育成医療）

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

身体に障がいのある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来的に障がいを残す可能性のある児童（18 歳未満）が、指定医療機関において、確実な治療効果が期待できる医療を受ける場合に対象となる制度です。

- ★対象…(1) 18 歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童  
(2) 障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童
- ★給付内容…保険で診療を受けたとき、払うべき自己負担額が基本 1 割負担となります。ただし、保険のきかない診療、投薬は除かれます。
- ★費用…世帯の課税状況等によって、自己負担の上限月額が設定されます。
- ★必要書類等…①指定医療機関の医師が記載した意見書、②身体障害者手帳（あれば）、③健康保険の資格情報が確認できるもの等（資格確認書、資格情報のお知らせ等）④本人及び同一保険加入者のマイナンバーのわかるもの

### ○自立支援医療制度（精神通院）

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

医療機関で精神疾患の通院医療を受けており、必要と認められた方は自己負担が 1 割で利用できる制度です。

申請用紙は福祉事務所または病院等医療機関にありますので、ご相談ください。（1 年ごとに更新手続きが必要になります。）

- ★費用…世帯の課税状況等によって、自己負担の上限月額が設定されます。
- ★必要書類等…①医師の診断書（2 年に 1 回）（ただし、精神障害者保健福祉手帳と同時申請の方は手帳用の診断書による申請となり、自立支援医療用の診断書を省略できます。）、②健康保険の資格情報が確認できるもの等（資格確認書、資格情報のお知らせ等）③障害年金証書または振込み通知書、④本人、保護者及び同一保険加入者のマイナンバーのわかるもの

## ○重度心身障害者医療費の助成

問合せ先…市民課（市役所 4 番窓口） TEL 52-2118（直通）

- ★対象…(1)身体障害者手帳 1、2 級の方  
(2)療育手帳 A 判定の方  
(3)特別児童扶養手当 1 級に該当する方  
(4)国民年金法における障害基礎年金 1 級に該当する方  
(5)精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ★所得制限…特別児童扶養手当の所得制限限度額に 35 万円を加算した額。
- ★助成額…保険診療を受けたとき、病院（院外処方の場合の薬局を含む）で支払った自己負担額について、助成が受けられます。ただし、保険のきかない診療、薬、食事代等は除かれ、高額療養費などで保険などから給付がある場合は、その分を除いた額の助成となります。
- ★助成期間…対象要件となる手帳及び証書等の交付年月の初日から。身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金、精神障害者保健福祉手帳の有期認定の方は、その期限の月の末日まで。
- ★手続方法…①身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当認定通知書、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、②資格確認書または資格情報のお知らせ、③通帳、④本人及び同居の家族等のマイナンバーのわかるもの、⑤印鑑（一部押印が必要となる場合があります）を持参し、市民課で申請してください。

## ○ひとり親家庭等医療費（父又は母の重度障がい）の助成

問合せ先…市民課（市役所 4 番窓口） TEL 52-2118（直通）

- ★対象…父又は母が重度の身体障害者（1、2 級）、障害基礎年金 1 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級程度に該当する世帯の、18 歳になる年度末までの児童と、その児童を扶養している父又は母。
- ★所得制限…児童扶養手当の所得制限と同じ。
- ★助成額…保険で診療を受けたとき病院（院外処方の場合の薬局を含む。）で支払った自己負担額について、助成が受けられます。ただし、保険のきかない診療、薬、食事代等は除かれ、高額療養費などで保険などから給付がある場合は、その分を除いた額の助成となります。
- ★手続方法…①身体障害者手帳、障害基礎年金証書または精神障害者保健福祉手帳、②資格確認書または資格情報のお知らせ、③通帳、④本人及び同居の家族等のマイナンバーのわかるもの、⑤印鑑（一部押印が必要となる場合があります）を持参し市民課で申請してください。

## ○後期高齢者医療 問合せ先…市民課（市役所 4 番窓口） TEL 52-2118（直通）

後期高齢者医療制度の対象となるのは通常 75 歳以上の方ですが、次の障がいの対象となっている方は、申請により 65 歳から後期高齢者医療制度へ加入することができます。

- ★対象…(1)身体障害者手帳 

}	1～3 級の方
	音声機能、言語機能の障がい 4 級の方
	下肢障がい 4 級のうち等級表 1・3・4 号に該当する方

  
(2)障害年金 1・2 級を受給している方  
(3)療育手帳 A 判定の方  
(4)精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方  
(5)上記と同等の障がいを有する方
- ★一部負担金…医療機関の窓口での一部負担金は、かかった医療費の 1 割（一定以上の所得の方は 2 割または 3 割）となります。ただし、保険のきかない診療、薬、食事代等は別途負担となります。
- ★手続方法…①障がいの程度を証明できるもの、②資格確認書または資格情報のお知らせ、③本人のマイナンバーのわかるもの、④他の助成制度と重複する方はその制度の手続きに必要なものを持参し、市民課で申請してください。

## 5. 日常生活の支援

### ○補装具費の支給 問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

職業や日常生活を容易にするための補装具の交付と修理にかかる費用の支給を行います。※購入又は修理後の申請は認められませんので、必ず事前に申請してください。

- ★対象…(1)身体障害者手帳の交付を受けている方  
(2)障がい福祉サービス等の対象となる難病患者の方

障がい区分	種 目
視覚障がい	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置等
難病患者	車椅子、歩行支援用具、重度障害者用意思伝達装置、整形靴

- ★費用負担…費用の1割を自己負担。ただし低所得の方は自己負担が0円となる場合があります。  
★必要書類等…①身体障害者手帳（難病患者の方は病名記載のある医師診断書又は特定疾患医療受給者証）、②見積書、③医師の意見書（必要なものと、そうでないものがありますので、お問い合わせください）、④本人のマイナンバーのわかるもの

### ○福祉タクシー助成券 問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

在宅の障がい者が、市と契約しているタクシー会社等を利用する場合に助成します。

- ★対象…(1)身体障害者手帳1、2級の方  
(2)精神障害者保健福祉手帳1級の方  
(3)療育手帳Aの方  
★対象除外…施設に入所している方、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方  
★助成内容…小型車の基本料金分の助成券を1ヵ月当たり2枚交付します。手帳を提示の上、1回の乗車につき助成券を1枚渡し、料金から基本料金分を引いた差額を支払ってください。  
★必要書類等…該当する障害の手帳

### ○高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業補助金

問合せ先…☆65歳以上の方…

地域包括支援センター介護支援係（「元気の泉」内） TEL 61-1112（直通）

☆65歳未満の方…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

日常生活の支援が必要な高齢者、障がい者の住む住宅の改善に要する経費に対して予算の範囲で助成を行います。※工事着工後の申請は認められませんので、必ず事前に申請してください。

- ★対象…次のいずれかの方が生活する住宅の改善費用  
(1)身体障害者手帳1～3級の方  
(2)要介護（要支援）認定を受けた方  
★対象となる工事…居室、トイレ、廊下等の必要と認められる箇所の改善、段差解消や手すりの設置など対象者の日常生活動作や介護動作の向上が図られる改善工事。  
★助成額…改善費用（上限80万円）から障害者手帳1～3級の方、または要介護（要支援）認定を受けた方1名につき20万円を差し引いた額の3分の2。  
★所得制限…障害児童福祉手当の所得制限限度額に35万円を加算した額。  
★必要書類等（申請時）…①身体障害者手帳、②平面図（工事前と工事予定）、③経費内訳が分かる見積書、④改修箇所の写真（撮影日付入り）、⑤住宅改善カルテ（理由書）等

○日常生活用具等の給付 問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

在宅の重度障がい者・児等の日常生活を便利にするための用具を給付します。※購入後の申請は認められませんので、必ず購入前に申請してください。

- ★費用負担…費用の1割を自己負担。ただし低所得の方は自己負担が0円となる場合があります。
- ★必要書類等…①該当する障害の手帳（難病患者の方は病名記載のある医師診断書又は特定疾患医療受給者証）、②医師意見書（必要なものとそうでないものがありますので、お問い合わせ下さい。）、③見積書、④カタログのコピー、⑤本人のマイナンバーのわかるもの
- ★対象となる用具・障がい等級等（補助限度額、耐用年数についてはお問い合わせください）

障がい部位	等級	用具の名前（対象要件・備考）	
肢体不自由	1級のみ	特殊マット（18歳未満は2級でも可。原則として3歳以上の者で、常時介護を要する者に限る。）	
		特殊尿器（常時介護を要する者で原則として学齢児以上の者に限る。）	
	1・2級	特殊寝台（寝たきりの状態にある者）	
		入浴担架（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者で原則として3歳以上の者に限る。）	
		体位変換器（下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上の者に限る。）	
		移動用リフト（原則として3歳以上。）	
		訓練イス（原則として3歳以上の障がい児のみ。）	
		訓練用ベッド（原則として学齢児以上の障がい児のみ。）	
		便器（原則として学齢児以上。）	
	1～3級	居宅生活動作補助用具（学齢児以上の者。また、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを含む。）	
	1～6級	入浴補助用具（原則として3歳以上の者で、入浴に介助を必要とする者。）	
	下肢 体幹 平衡	1～6級	T字状・棒状のつえ（歩行に障がいを含む者であって、支持が必要な状態の者。）
			移動・移乗支援用具（原則として3歳以上の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。）
	上肢	1・2級	特殊便器（ウォシュレットトイレ）（原則として学齢児以上の者。）
			居宅生活動作補助用具（特殊便器への取替えをする場合のみ適用。原則として学齢児以上の者で、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを含む。）
情報・通信支援用具（障がい者向けパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等。）			
1～6級		頭部保護帽（脳性麻痺及び失調症等により立位及び歩行が不安定な者であって、頻りに転倒する者。）	
		携帯用会話補助装置（原則として学齢児以上で、発声・発語に著しい障がいを含む者。）	

障がい部位	等級	用具の名前（対象要件・備考）
視覚	1・2級	電磁調理器（当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
		歩行時間延長信号機用小型送信機（原則として学齢児以上。）
		視覚障がい者用体温計（音声式）（原則として学齢児以上で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）
		視覚障がい者用体重計（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）
		情報・通信支援用具（障がい者向けPC周辺機器や、アプリケーションソフト等。）
		点字タイプライター（当該障がい者が就労若しくは就学している場合又は就労が見込まれる場合に限る。）
		視覚障がい者用ポータブルレコーダー（原則として学齢児以上。）
		視覚障がい者用活字文書読上げ装置
		視覚障がい者用時計
		視覚障がい者用音声ICタグレコーダー
		視覚障がい者用血圧計（音声式）（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）
	点字ディスプレイ（原則として学齢時以上で必要と認められるもの）	
	1～6級	点字器（視力低下又は視野狭窄により、文字の読み書きが困難な者。）
視覚障がい者用拡大読書器（原則として学齢児以上の者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者。）		
点字図書（主に、情報の入手を点字によっている者。）		
聴覚	2級	聴覚障がい者用屋内信号装置（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。）
		福祉電話（貸与に限る）（難聴者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス非貸与者。障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）
	2・3級	ファックス（貸与に限る。コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）
	2～6級	聴覚障がい者用通信装置（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。原則として学齢児以上。）
聴覚障がい者用情報受信装置（本装置によりテレビの視聴が可能となる者。）		
音声言語	3級	ファックス（貸与に限る。コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）
	3・4級	聴覚障がい者用通信装置（発声・発語に著しい障がいをもつものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。原則として学齢児以上。）
		人工喉頭（咽頭摘出者又は発声に関与する筋肉に麻痺が生じた者であって、発声困難な者。）
		携帯用会話補助装置（原則として学齢児以上で、発声・発語に著しい障がいをもつ者。）

障がい部位	等級	用具の名前（対象要件・備考）
腎臓	1～3級	<b>透析液加温器</b> （自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者又は原則3歳以上の児童。）
ぼうこう 直腸 その他	必要な方	<b>ストーマ装具</b> （ストーマ用品、洗腸用具） <b>紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品、収尿器</b> 対象要件：次のいずれかに該当する者 (1)人工肛門又は人工膀胱の造設者 (2)膀胱又は直腸機能障がいをもつ者であって、治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形によりストーマ用装具を装着できない者 (3)先天性疾患に起因する神経障がいにより、高度の排便機能障がいをもつ者 (4)先天性鎖肛に対する肛門形成術により、高度の排便機能障がいをもつ者 (5)脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者 (6)脊髄損傷等により、排尿障がいをもつ者
呼吸器 その他	1～3級	<b>ネブライザー</b> （吸入器）（呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者。原則として学齢児以上の者。） <b>電気式たん吸引器</b> （呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者。原則として学齢児以上の者。）
	1～2級	<b>酸素ボンベ運搬車</b> （医療保険における在宅酸素療法を行う者。） <b>火災警報器</b> （障がい等級2級以上の身体障がい者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
呼吸器 心臓 その他	必要な方	<b>動脈血中酸素飽和度測定器</b> （パルスオキシメーター）（呼吸器又は心臓機能に障がいをもつ者で医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着する者であって、必要と認められる者。）
身体障害	1～2級	<b>自動消火器</b> （障がい等級2級以上の身体障がい者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
知的障害 精神障害	療育手帳A、 精神障害1級	<b>特殊マット</b> （原則として3歳以上で寝たきりのもの）
		<b>頭部保護帽</b> （てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。）
		<b>特殊便器</b> （訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。原則として3歳以上の者。）
		<b>火災警報器</b> （火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
		<b>自動消火器</b> （火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
知的障害	療育手帳A・B	<b>電磁調理器</b> （当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）

	用具の名前（対象要件・備考）
難病患者 (障がい福祉サービス 等の対象となるもの)	<b>特殊寝台</b> （寝たきりの状態にある者。）
	<b>特殊マット</b> （寝たきりの状態にある者。）
	<b>特殊尿器</b> （自力で排泄できない者。）
	<b>体位変換器</b> （寝たきりの状態にある者。）
	<b>移動用リフト</b> （下肢又は体幹機能に障がいのある者。）
	<b>訓練用ベッド</b> （下肢又は体幹機能に障がいのある者。）
	<b>入浴補助用具</b> （入浴に介助を必要とする者。）
	<b>便器</b> （常時介護を要する者。）
	<b>特殊便器</b> （ウォシュレットトイレ）（上肢機能に障がいのある者。）
	<b>自動消火器</b> （火災発生の感が著しく困難な者。当該患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
	<b>ネブライザー</b> （吸入器）（呼吸機能等の障がいのある者であって、必要と認められるもの。）
	<b>電気式たん吸引器</b> （呼吸機能等の障がいのある者で、必要と認められるもの。）
<b>動脈血中酸素飽和度測定器</b> （パルスオキシメーター）（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着する者であって、必要と認められるもの。）	
<b>居宅生活動作補助用具</b> （下肢又は体幹機能に障がいのある者。）	

### ○在宅酸素療法患者酸素濃縮装置使用助成金

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） **TEL 52-2119**（直通）

在宅酸素療法を必要とする呼吸器の機能に障がいがある方に対し、酸素濃縮装置の使用にかかる電気料金の一部を助成します。

★助成対象者…久慈市内に住所があり、在宅酸素療法による酸素濃縮装置を利用している方で、市の認定を受けた方。ただし、次の方を除きます。

- (1) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方
- (2) 特別児童扶養手当 1 級を受給している方
- (3) 国民年金法による障害基礎年金 1 級を受給している方
- (4) 療育手帳 A の方

★助 成 額…(1) 1 日当たりの酸素吸入時間が 12 時間以内の場合 月額 800 円

(2) 1 日当たりの酸素吸入時間が 12 時間を超える場合 月額 1,900 円

★助成金の請求…毎年 1 月から 2 月の間に前年分の助成金を請求していただきます。ただし、助成資格を喪失した場合は、資格を喪失した日から 2 カ月以内に請求していただきます。

## ○自動車運転免許取得費の助成

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

身体障がい者や知的障がい者が就労等のために自動車の操作訓練を行い、第 1 種普通自動車免許を初めて取得するために要する経費の一部を助成します。

対象	助成額	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1～4 級</li> <li>・療育手帳 A、B</li> </ul>	免許取得に直接要した費用の <b>2分の1以内</b> ※その額が 10 万円を超えるときは 10 万円を限度とします。	対象者が属する世帯の最多収入者の前年の所得が、一定額以上の場合は <b>対象外</b> となります。

★**手続方法**…①身体障害者手帳又は療育手帳、②訓練費用の見積書、③適性検査結果通知書(身体障害者手帳をお持ちの方)、④本人のマイナンバーのわかるものを持参のうえ福祉事務所へ  
**※教習料支払い後の申請は認められませんので、必ず事前に申請してください。**

## ○自動車改造費の助成

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の改造が必要な場合、又は、介護者が所有し、主に介護する障がい者の移動のため使用する自動車の改造又は購入が必要な場合、経費を助成します。

★**対象者**…身体障害者手帳 1 級～2 級の方（児童）※上肢、下肢、体幹機能障害のみ

所有者 (運転者)	改造 /購入	対象となる 装置等	対象となる 経費	助成額	備考
対象者本人	改造	操向装置や駆動装置等	改造に要する経費	経費の <b>2分の1以内</b> ※その額が 10 万円を超えるときは 10 万円を限度とします。	対象者が属する世帯の最多収入者の前年の所得が、一定額以上の場合には <b>対象外</b> となります。
対象者(児)と同一世帯に属する介護者	購入	対象者(児)が容易に乗降できる装置等	装置が整備された本体価格と標準型車両本体価格との <b>差額</b>		
	改造		改造に要する経費		

★**手続方法**…①身体障害者手帳、②改造を行う業者の見積書、③車検証または自動車購入契約書、④運転免許証または道路交通法第 95 条の 2 第 2 項各号に規定する情報が確認できる書類⑤本人のマイナンバーのわかるものを持参のうえ、福祉事務所へ。  
**※改造後及び購入後の申請は認められませんので、必ず事前に申請してください。**

## ○意思疎通（コミュニケーション）支援事業

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）

E-mail syafuku@city.kuji.iwate.jp

聴覚、言語障がい、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に、その他の方との意思疎通を仲介する手話や要約筆記を行う者の派遣を行います。

★**対象者**…聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等

★**必要書類等**…身体障害者手帳

**○緊急通報装置の貸与** 問合せ先…社会福祉課（市役所 1 番窓口） **TEL 52-2119（直通）**

急病や災害などの緊急時に迅速な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。

- ★対象者…(1)一人暮らしの高齢者  
(2)高齢者のみの世帯  
(3)身体障がい者のみの世帯等

※いずれも市内在住の方が対象です。

★設置環境…電話回線を利用して 24 時間の通報体制を整備していますので、電話を使える環境が必要です。

★費用…市民税所得割課税世帯の方のみ月額 945 円を負担していただきますが、それ以外の方は無料です。

※設置費用はかかりません。

★手続方法…協力者 3 名を選任のうえ、社会福祉課へ申請してください。

**○成年後見制度** 問合せ先…久慈地域成年後見センター（久慈市社会福祉協議会（「福祉の村」内））  
**TEL 61-3741（直通）※8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始はお休み）**

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上監護）を、支援していく制度です。久慈地域成年後見センターでは、制度の総合窓口として専門職員が相談に応じるほか、利用支援を行います。

★対象者…認知症の方及び知的障がい、精神障がいの方

※成年後見制度には、次の 2 種類があります。

■任意後見制度…将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を契約で決めておく制度です。

■法定後見制度…すでに判断能力が不十分になってしまった場合に、家庭裁判所へ申し立て、判断能力の程度に応じて援助者を選定する制度です。後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が著しく不十分）、補助（判断能力が不十分）の種類があり、種類に応じた権限が援助者に付与されます。

**○久慈市社会福祉協議会による事業** 問合せ先…久慈市社会福祉協議会 **TEL 53-3380**

**《あんしんサポート事業》**

日常の家事にお困りの方や介助が必要な方に対しボランティアが家事援助サービスを提供します。

★対象者…高齢や障がいにより日常生活に手助けが必要な方、病気等で一時的に手助けが必要な方。

★内容…食事の支度、洗濯、掃除、買い物、通院や外出の介助、草とり、雪かきなど

★費用…入会金：1,000 円、利用料：1 時間 500 円

**《日常生活自立支援事業（あんしんねっと）》**

福祉サービスの利用手続き、公共料金の支払い、大切な書類の保管などをお手伝いします。サービスをご利用いただく際には、ご本人と一緒に支援計画を作成してサービスを提供します。

★対象者…ご自身の判断能力に不安があり、お困りの方。→たとえば、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など

★内容…電気代・ガス代や日用品購入の代金支払い、預貯金の出し入れ、預金通帳や年金証書・印鑑などのお預かり他

★費用…久慈市社会福祉協議会へお問い合わせください。

### 《生活福祉資金の貸付け》

身体障がい者及び知的障がい者のいる世帯に、生業資金、自動車購入資金、就職支度金、技能修得資金、福祉機器購入資金、住宅資金をお貸しします。

★対象者…他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者がいる世帯

★貸付額…貸付資金の種類ごとに限度額が定まっています。

★申込先…地区担当民生委員を通じて久慈市社会福祉協議会へ。

### 《介護機器貸し出し事業》

高齢者や障がい者などで介護が必要な方に、介護用のベッド（背上げができるもの）、車椅子などの介護機器を無料でお貸しします。貸し出し期間は原則3ヵ月までですが、継続して使用する場合は、電話などで更新できます。

### 《録音広報（声の広報）》

視覚障がいのある方が録音広報（声の広報）を利用できます。

## ○市営住宅の入居 問合先…建設企画課（市役所3階） TEL 52-2120（直通）

心身に障がいのある方は、単身での入居が認められる場合があります。

★対象者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。

## ○避難行動要支援者支援事業 問合先…福祉事務所（市役所1番窓口） TEL 52-2119（直通）

家族等の支援が困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等が、地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、避難行動要支援者の名簿登録を進めています。登録により平常時の地域での見守り活動の促進と災害時に避難できる体制づくりを整えています。

★対象者…(1)65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯

(2)概ね要介護度3以上の在宅生活者

(3)地域での支援が必要な在宅の障がい者（児）等

(4)その他、援助を必要とする方

★申込先…支援者を選任のうえ、福祉事務所または地区担当民生委員へ申請してください。

## 6. 各種軽減・割引

### ○JR運賃の割引 問合せ先…最寄りのJR各駅又は、みどりの窓口



身体障がい者や知的障がい者及びその介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。

★手続…乗車券購入のとき、手帳を提示してください。※旅行中は手帳を携帯してください。

割引対象者		割引対象	割引率	割引区間
手帳	介護者の割引(1人)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1種</li> <li>療育手帳A</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1種</li> </ul>	○	普通乗車券、急行券 (特別特急券を除く。) 回数券、定期券、 JRバス運賃	5割	全線距離 制限なし
		JRバス定期券	3割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳2種</li> <li>療育手帳B</li> <li>精神障害者保健福祉手帳2種</li> </ul>	×	普通乗車券	5割	片道100km をこえるとき
		JRバス運賃		3割
		JRバス定期券		

注(1)小児用定期券は割引になりません。

(2)12歳未満の第2種身体障がい児及び第2種知的障がい児(療育手帳B)が介護者とともに定期券を購入するときは、上記にかかわらず介護者が5割引になります。

### ○三陸鉄道運賃の割引 問合せ先…三陸鉄道久慈駅 Tel 52-0177



障害者手帳(身体、知的、精神)をお持ちの方やその介護者が三陸鉄道を利用する場合、運賃が割引になります。

★手続…乗車券購入のとき、手帳を提示してください。※旅行中は手帳を携帯してください。

割引対象者		割引率		
手帳	介護者の割引(1人)	普通運賃	普通回数券	通勤定期
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1種</li> <li>療育手帳A</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul>	○	5割		5割 ※介護者と同一 区間の利用に 限り本人と介護 者が半額になり ます。
				×
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳2種</li> <li>療育手帳B</li> <li>精神障害者保健福祉手帳2, 3級</li> </ul>	×			×

## ○バス運賃の割引

障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方やその介護者がバスを利用する場合、割引を受けることができます。

★身体障害者手帳、療育手帳



対象者			割引率		対象となるバス
手帳	種別、等級	介護者の割引(1人)	普通運賃	定期券	
身体障害者手帳	1種	○	5割	3割	岩手県バス協会加入会社のバス (市民バス含む)
	2種	×			
	6歳未満の小児	○			
療育手帳	A	○			
	B	×			

★精神障害者保健福祉手帳



対象者			割引率		対象となるバス	
手帳	種別、等級	介護者の割引(1人)	普通運賃	定期券	対象路線	バス会社
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	×	5割	×	・岩手県内の一般路線バス ・市民バス	岩手県交通㈱ TEL 019-654-2141 岩手県北自動車㈱ TEL 019-641-1212 JRバス東北 TEL 0570-000-448 久慈市地域づくり振興課 TEL 0194-52-2116

※手帳に写真添付のない場合は割引を受けられません。

※岩手県内と他県を結ぶ高速バス、特急久慈こはく号（県北バス）、106 急行バス（県北バス）は対象外になります。詳しくは、各社へお問い合わせください。

## ○タクシー運賃の割引 問合先…県内タクシー会社



身体障がい者や知的障がい者が県内タクシーを利用する場合、運賃が割引になります。

★対象…身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

★割引率…1割

★利用方法…運賃支払のとき、手帳を提示してください。

## ○航空運賃の割引



障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方が航空機を利用する場合、運賃が割引になります。

★対象…(1)第1種の身体障がい者、療育手帳Aの方及びその介護者

★対象…(2)第2種身体障がい者と療育手帳Bの方

★対象…(3)1～3級の精神障がい者とその介護者(本人が満12歳以上に限る)

★取扱区分…定期航空路線の国内線全区間※割引率は各社へお問い合わせください。

★手続…航空券購入のとき、手帳を提示してください。※搭乗時には手帳を携帯して下さい。

## ○フェリー旅客運賃の割引



- ★対象…障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方及び介護者
- ★割引率…太平洋フェリーは**5割**。（S寝台以下の旅客に適用）  
 シルバーフェリーについては、第1種の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者については、**本人と介護者1名が5割**。それ以下の等級の方については、2等・2等寝台ご利用の場合に限り、**ご本人のみ5割**。  
 ※他の船会社については旅行会社へお問い合わせください。
- ★手続…乗船券購入のとき、手帳を提示してください。※乗船時には手帳を携帯してください。

## ○有料道路通行料金の割引

問合せ先…福祉事務所（市役所1番窓口） **TEL 52-2119（直通）**



身体障がい者が運転する場合や、重度の身体障がい者または知的障がい者が乗車し介護者が運転する場合、事前に申請することにより、有料道路通行料金が割引になります。また登録された1台に限りETCを利用することができます。

- ★対象…(1) 1～6級の身体障がい者**本人が運転する場合**
- ★対象…(2) 第1種の身体障がい者またはA判定の知的障がい者が乗車し、**介護者が運転する場合**
- ★割引率…5割
- ★対象車両…(1) 障がい者本人が所有する自家用自動車（ETCの利用登録可能）
- ★対象車両…(2) 配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する自家用自動車（ETCの利用登録可能）
- ★対象車両…(3) レンタカー、車検・修理時の代車、一般・介護・福祉タクシー。（ETCの利用不可）
- ★取扱区分…全国
- ★必要書類等

ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証（上記対象車両(1)または(2)のもの） ③運転免許証またはマイナ免許証（新規申請時のみ）	※ETC 車載器を取り付け、ETC カードを入手した後に手続きをします。  左記の①～③の他に、次のものがが必要です。 ④ETC カード（原則として本人名義のもの） ⑤ETC 車載器セットアップ申込書・証明書
手続き時、障害者手帳に有料道路割引の証明シールを貼付します。 (例)	
上の証明シールを料金所で係員もしくは料金精算機の指示に従い提示することで割引になります。	登録した内容でETCレーンを通るだけで割引になります。 ※登録には2週間程かかりますので、お早めにご手続きを行ってください。（申請手続きの際にお渡しする封筒を自身で郵送後、2週間ほどで事業所より通知が来ます。）

- ★その他…以下の場合、更新、変更手続きが必要となります。  
 更新：割引有効期限後も継続して割引を受ける場合（2ヶ月前から更新手続きができます。）  
 変更：申請した内容に変更がある場合  
 （車両番号の変更、ETC利用者は住所やカード番号の変更など）

## ○NHK放送受信料の減免

問合せ先…福祉事務所（市役所 1 番窓口） TEL 52-2119（直通）



### ★対象

	手帳	等級	その他必要な要件
全額免除	・身体障害者手帳	1 級～6 級	・手帳所持者がいる世帯。 ・世帯員全員が住民税非課税であること。
	・療育手帳	A、B	
	・精神障害者保健福祉手帳	1 級～3 級	
半額免除	・身体障害者手帳	視覚障害 又は聴覚障害 1 級又は 2 級	手帳所持者が契約者であり世帯主であること。
	・療育手帳	A	
	・精神障害者保健福祉手帳	1 級	

★必要書類等…①該当する障がいの手帳、②印鑑

## ○電話番号無料案内（NTTふれあい案内） 問合せ先…0120-104-174



次の方はNTTの電話番号案内を無料で利用できます。

### ★対象

手帳	等級	備考
・身体障害者手帳	視覚障がい 1～6 級	
	肢体不自由 1、2 級	上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
	聴覚障がい 2～4 級、6 級	1 級・5 級はなし
	音声機能・言語機能又はそしやく機能の障がい 3 級、4 級	1 級・2 級はなし
・療育手帳	A、B	
・精神障害者保健福祉手帳	1 級～3 級	

## ○携帯電話基本料金等割引 問合せ先…各携帯会社にお問い合わせください

障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方は、携帯電話の基本料金やその他の割引を受けられる場合があります。

## ○公共施設の利用料割引

障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方が県の施設などの公共施設を利用する場合、利用料が割引になる場合があります。くわしくは、各施設までお問い合わせ下さい。

○**所得税の障害者控除** 問合せ先…(1)勤務先の給与担当課  
(2)久慈税務署(久慈市川崎町15-15) TEL 53-4161

○**住民税の障害者控除** 問合せ先…税務課(市役所5番窓口) TEL 52-2114(直通)  
※その他税制の優遇措置については、税務署及び最寄りの相談機関へお問い合わせ下さい

所得税の確定申告・住民税申告または年末調整の際に、障害者控除を受けることができます。  
なお、住民税申告は、所得税の確定申告をした方、年末調整済の方は、申告の必要はありません。

★対象…障害者手帳(身体、知的、精神)等をお持ちの本人または扶養者。

★控除額

区分		所得税	住民税	
本人	<b>特別障がい者</b> ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級の方、等	40万円	30万円	
	<b>障がい者</b> ・上記以外の方	27万円	26万円	
扶養親族又は 控除対象配偶 者(同一生計配 偶者)	<b>特別障がい者</b> ※「本人」の場合と同様	同居	75万円	53万円
		同居以外	40万円	30万円
	<b>障がい者</b> ※「本人」の場合と同様	27万円	26万円	

○**自動車税・軽自動車税の減免**

問合せ先…

(1)自動車税…岩手県県税センター 自動車・軽油課税課 TEL 019-629-6538  
(2)軽自動車税…税務課(市役所5番窓口) TEL 52-2114(直通)

身体障がい者、または身体障がい者及び重度の知的障がい者若しくは精神障がい者と生計を同一にする方、または障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、自動車をもつばらその障がい者のために使用されるとき、自動車税、軽自動車税が**1台に限り減免**されます。(営業用の自動車は除く。)

★対象

運転する人	車の所有者	備考(要件等)
障がい者本人	障がい者本人	
生計を一にする方	障がい者本人	もつばら障がい者の通学、通院、生業等のため使用(運転)するもの。
	・18歳未満身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 の場合は生計を一にする方の所有も含む	
常時介護する方	障がい者本人 ※障がい者のみで構成される世帯であること	もつばら当該障がい者の通学、通院、生業等のために使用(運転)するもの。

★適用区分…別表の障がいを有する障がい者

★必要書類等

※令和8年度から「環境性能割」が廃止され、「種別割」はそれぞれ「自動車税」「軽自動車税」に変更になりました。

必要書類等		提出先
必ず必要なもの	※「生計を一にする・・・」	
自動車税	①各種手帳 ②納税義務者のマイナンバー ③車検証 ④運転免許証	左記のほかに、学校、施設、病院等の通学等証明書、生計を一にすることを証する書類、運行計画書などの提出が必要となります。
軽自動車税	①納付書 ②各種手帳 ③納税義務者のマイナンバー ④車検証 ⑤運転免許証	特になし。 ※ただし、所有者（障がい者本人）と運転する方が別世帯の場合は生計が一であることや常時介護していることを確認させていただく場合があります。
		岩手県県税センター 自動車・軽油課税課 ☎：019-629-6538
		市役所税務課 ☎：52-2114

〈別表〉適用区分

障がい区分	障がい者本人が運転する場合	生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
視覚障がい	1級～4級	1級～4級
聴覚障がい	2級、3級	2級、3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	—
上肢不自由	1級、2級	1級、2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
心臓機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
呼吸器機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
腎臓機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級～6級
ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	1級～4級
肝臓機能障がい	1級～4級	1級～4級
療育手帳	A	A
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級

※適用区分の詳細については、関係部署にお問い合わせ願います。

## 7. 自立支援等給付に基づく福祉サービス

### <障がい者福祉サービス利用について>

#### 1 サービスの種類

障がい者福祉サービスの種類は以下のようになっております。

サービスによって対象となる障害の種類・程度等が異なります。また、障害支援区分の認定を受けることで利用できるサービスもあります(詳しくは「2 障害支援区分の認定について」を参照ください)。

介護給付費		訓練等給付費
○居宅介護（ヘルパー）		△自立訓練（機能訓練）
○重度訪問介護		△自立訓練（生活訓練）
○同行援護		■宿泊型自立訓練
○行動援護		△就労移行支援
△短期入所		△就労継続支援（A型）
重度障害者等包括支援		△就労継続支援（B型）
■療養介護		■共同生活援助（グループホーム）
△生活介護		就労定着支援
■施設入所支援		自立生活支援
地域相談支援	地域移行支援	
	地域定着支援	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設		

△通所系サービス    ■居住系サービス（入所）    ○訪問系サービス

※障がい福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の方、40歳～64歳で特定疾患に該当する方は、介護保険の申請が必要となります。

ただし、介護保険の認定を受けており、かつ生活保護受給世帯に該当する方は40～64歳は障害福祉サービスが優先ですが、65歳以上は介護保険優先となります。

## 2 障害支援区分の認定について

18歳以上の障がい者で、介護給付費のサービス(居宅介護・生活介護等)や共同生活援助等を利用する場合は、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされている支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されていきます。区分認定には約2カ月程度の期間を要します。

区分により利用可能なサービス一覧表

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)						
重度訪問介護				<b>(ア)次の①②のいずれにも該当する方</b> ①二肢以上に麻痺等がある ②認定調査の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれの項目も「支援が不要」以外と認定されている。 <b>(イ)認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点が10点以上の方</b>		
同行援護 (身体介護を伴う場合)	身体介護を伴う場合は※1参照					
行動援護	認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点が10点以上の方					
重度障害者等包括支援	※2参照					
短期入所 (ショートステイ)						
療養介護					区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者	区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
生活介護		50歳以上の方は区分2以上で利用可能				
施設入所支援			50歳以上の方は区分3以上で利用可能			

※1 区分2以上で次の(1)(2)のいずれにも該当する方

- (1) 同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方
- (2) 認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
  - (ア)「歩行」⇒「全面的な支援が必要」
  - (イ)「移乗」⇒「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
  - (ウ)「移動」⇒「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
  - (エ)「排尿」⇒「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
  - (オ)「排便」⇒「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

※2 区分6で意思疎通に著しい困難を有する方で次の(1)(2)のいずれかに該当する方

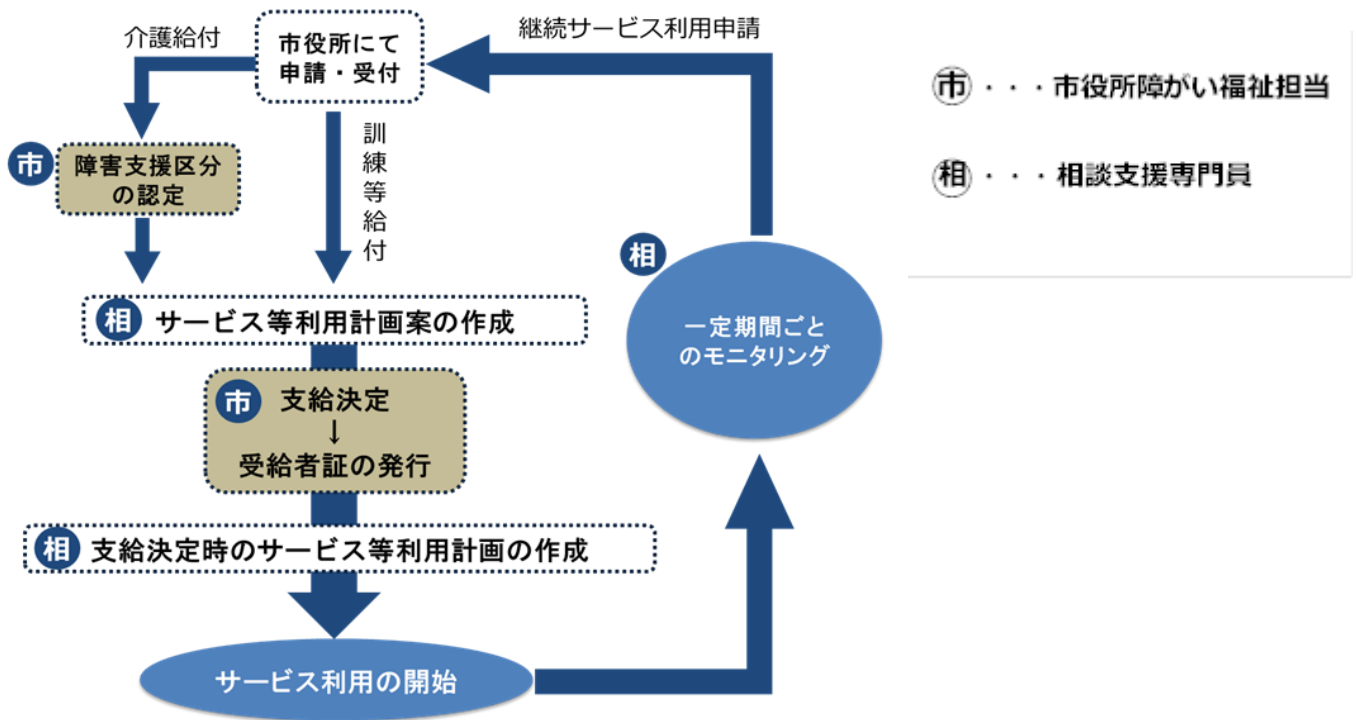
- (1) 重度訪問介護の対象者であって四肢全てに麻痺等があり、寝たきりの状態で次の①または②に該当する方  
⇒①人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ②最重度知的障害者
- (2) 認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点が10点以上の方

### 3 障がい福祉サービス等利用計画（障害児相談支援計画）の作成（作成依頼）について

適切かつ一体的なサービス提供をするという観点から、利用者が相談支援事業所に計画相談の作成を依頼するか、セルフプラン（利用者自身が作成した計画相談）というものを作成してもらうこととなります。なお、依頼申請の手続きはサービス利用申請時に福祉事務所で行うことができます。

※相談支援事業所の利用にあたっての契約は、原則、サービスを利用する方（または代理人）が相談支援事業所へ連絡していただくこととなります。

### 4 サービス利用の流れ



※利用者の状況によっては訓練等給付のサービス利用の際も支援区分の認定をする場合があります。

## <障がい児福祉サービス利用について>

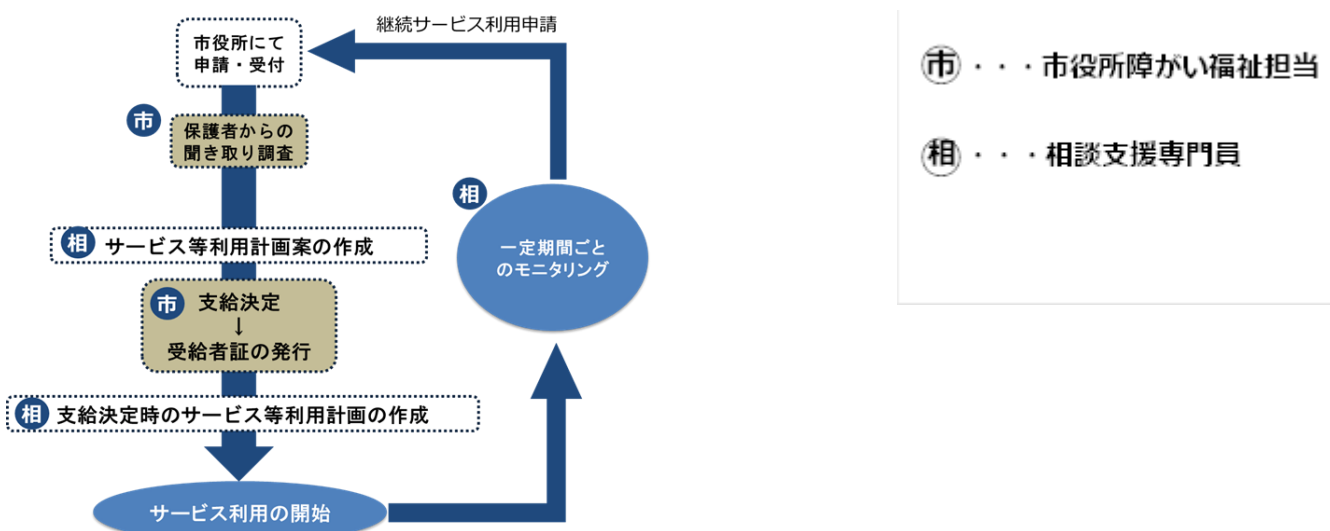
### 1 サービスの種類

障がい児福祉サービスは通所系サービスのみを対象に行っております。

障がい者福祉サービス同様、児童のサービスでは障害児相談支援を相談支援事業所に依頼するか、セルフプランを福祉事務所に提出します。障害児相談支援の手続きはサービス申請時に福祉事務所にて行うことができます。

サービスの種類	備考
児童発達支援	※児童のサービスは通所のみ。 入所系サービスは県が担当している。
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
居宅訪問型児童発達支援	

### 2 サービスの流れ



※障がい児が介護等給付・訓練給付のサービスを利用する場合、重度障害者等包括支援と重度訪問介護は障害支援区分の認定を受ける必要があります。

## <地域生活支援事業における障がい福祉サービス>

障がい者(児)のサービスと同様、福祉事務所にて申請を行います。

サービスの種類	
地域活動支援センター障害者デイサービス事業（地活デイ）	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進の便宜を図る為の事業。
日中一時支援事業	日中活動の場を提供し、障がい者の訓練、介護者の入院・一時的休息を目的とした預かりを行う事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う。

## ＜サービス申請に必要な書類等＞

### 1 障がい者

必要書類等	説 明
申請書	3枚セットとなっています。
収入申告書	
同意書	
各種 障害者手帳等	申請の際に確認いたしますので、ご本人がお持ちの障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証）を持参願います。 ※いずれもお持ちでない方はその旨お伝えください。
年金証書等	年金を受けている方は、年金証書又は年金の振込通知書（令和3年中）をお持ちください。 年金が振り込まれている通帳を提示していただき年金額を確認できる場合は不要です。
本人の収入を 証明する書類	・市町村の所得課税証明書又はマイナンバーのわかるもの （市外より転入してきた方は必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。） ・生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書 <b>※市外に住所がある方は上記必須です！</b>
健康保険の 資格確認	「療養介護」を申請する方は、申請の際に写しを頂きますので、ご本人の健康保険の資格情報が確認できるもの等（資格確認書、資格情報のお知らせ等）を持参して下さい。

### 2 障がい児

必要書類等	説 明
申請書	3枚セットとなっています。
収入申告書	
同意書	
課税状況等を 証明する書類	●市町村民税の所得課税証明書又はマイナンバーのわかるもの （ <u>世帯全員分</u> ご用意ください。なお、市外より転入してきた方は必要になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。） ●生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書 （特に、 <u>当市以外の市町村から生活保護を受給している方は、最新のものを必ず提出願います。</u> ）
特別児童扶養手 当の通知書等	特別児童扶養手当を受けている方は、通知書又は特別児童扶養手当が振り込まれている通帳をお持ち下さい。
各種 障害者手帳	申請の際に確認いたしますので、ご本人がお持ちの障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証）を持参願います。 ※いずれもお持ちでない方はその旨お伝えください。
健康保険の 資格確認	「児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）」を申請する方は、申請の際に写しを頂きますので、ご本人の健康保険の資格情報が確認できるもの等（資格確認書、資格情報のお知らせ等）を持参して下さい。

<各種サービス事業所一覧>

○訪問系サービス (在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスです。)

給付の種類	サービスの名称	内容	事業所(久慈管内)
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	<p>①中央介護センター久慈ケアステーション 久慈市旭町 10-66-1 TEL (0194) 61-3311 FAX (0194) 61-3312</p> <p>②コアラ訪問介護事業所 久慈市京の森 7-19-32 TEL (0194) 53-5054 FAX (0194) 53-5092</p> <p>③ひろの会指定居宅介護事業所 洋野町種市 23-81-6 TEL 0194-65-5671 FAX (0194) 69-2125</p> <p>④野田白寿会指定居宅介護事業所 野田村大字野田 22-38-7 TEL (0194) 78-3310 FAX (0194) 78-2219</p> <p>⑤普代福祉会 訪問介護事業所 普代村第 24 地割字鳥居 5-1 TEL (0194) 35-3795 FAX (0194) 35-3796</p> <p>⑥合同会社日和 久慈市長内町 16-40-2 TEL (0194) 75-3867 FAX (0194) 75-3868 【基準該当事業所】</p> <p>⑦洋野町社会福祉協議会おおの訪問介護事業所 洋野町大野 56-78-30 TEL (0194) 77-2180 FAX (0194) 77-2181</p>
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	<p>①中央介護センター久慈ケアステーション 久慈市旭町 10-66-1 TEL (0194) 61-3311 FAX (0194) 61-3312</p> <p>②コアラ訪問介護事業所 久慈市京の森 7-19-32 TEL (0194) 53-5054 FAX (0194) 53-5092</p> <p>③ひろの会指定居宅介護事業所 洋野町種市 23-81-6 TEL (0194) 65-5671 FAX (0194) 69-2126</p> <p>④野田白寿会指定居宅介護事業所 野田村大字野田 22-38-7 TEL (0194) 78-3310 FAX (0194) 78-2219</p> <p>⑤普代福祉会 訪問介護事業所 普代村第 24 地割字鳥居 5-1 TEL (0194) 35-3795 FAX (0194) 35-3796</p> <p>⑥合同会社日和 久慈市長内町 16-40-2 TEL (0194) 75-3867 FAX (0194) 75-3868</p>

給付の種類	サービスの名称	内容	事業所(久慈管内)
介護給付	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	①野田白寿会指定居宅介護事業所 野田村大字野田 22-38-7 TEL (0194) 78-3310
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動補助等をします。	
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	①銀杏荘 久慈市門前 1-151-1 TEL (0194) 52-8180 FAX (0194) 52-8188 ②指定障害者支援施設 恵水園 久慈市門前 1-151-3 TEL (0194) 66-7525 FAX (0194) 66-7526 ③ひばりショートステイ 久慈市天神堂 32-8 TEL (0194) 61-1111 FAX (0194) 61-1195
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。	
地域生活 支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	

○日中活動系サービス (昼間の活動を支援するサービスです。)

給付の種類	サービスの名称	内容	事業所(久慈管内)
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<b>①洋野町種市デイ・サービスセンター</b> 洋野町種市 23-27-2 TEL (0194) 69-1850 <b>②指定障害者支援施設 恵水園</b> 久慈市小久慈町 65-16-2 TEL (0194) 53-6622 FAX (0194) 53-6637 <b>③みずき園</b> 久慈市長内町 18-14-3 TEL (0194) 52-0741 FAX (0194) 52-0743 <b>④障害者支援施設 ひばり療護園</b> 久慈市天神堂 32-8 TEL (0194) 61-1111 FAX (0194) 61-1195 <b>⑤生活介護事業所 希良里(きらり)</b> 洋野町有家 6-5-1 TEL (0194) 75-4558
訓練等給付	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	<b>①あすリード本舗 (B型事業所)</b> 久慈市長内町 18-14-1 TEL (0194) 52-7086 FAX (0194) 52-7089 <b>②松柏園 (B型事業所)</b> 久慈市長内町 18-33-2 TEL (0194) 53-1490 FAX (0194) 53-1494 <b>③みずき園 (B型事業所)</b> 久慈市長内町 18-14-3 TEL (0194) 52-0741 FAX (0194) 52-0743 <b>④さくらハウス (B型事業所)</b> 久慈市小久慈町 65-16-2 TEL (0194) 53-6622 FAX (0194) 53-6637 <b>⑤ピーターズバーグ (B型事業所)</b> (特定非営利活動法人ハックの家) 普代村第9地割字銅屋 5-3 TEL (0194) 36-1799 FAX (0194) 35-3466 <b>⑥ワークス洋野 (B型事業所)</b> 洋野町種市 1-15-67 TEL (0194) 75-4061 FAX (0194) 75-4062 <b>⑦ふらっと (B型事業所)</b> 久慈市本町 2-25 TEL (0194) 75-4815 FAX (0194) 75-4816 <b>⑧ウィズ友(ゆう) (B型事業所)</b> 久慈市長内町 23-61-1 TEL (0194) 66-7380 FAX (0194) 66-7381 <b>⑨パワーズ (B型事業所) (休止中)</b> 洋野町大野 62-57-1 TEL (0194) 77-2290 <b>⑩ぎゅっと。(A型事業所、B型事業所)</b> 久慈市中央2丁目 33 1階 TEL (0194) 75-4807 FAX (0194) 75-4807 <b>⑪コノハナサカス (A型事業所)</b> 久慈市夏井町夏井 9-36-2 TEL (0194) 66-7023 FAX (0194) 52-1893 <b>⑫六花 (B型事業所)</b> 野田村大字野田 22-15-2 TEL (0194) 66-9583 <b>⑬あんぶる (B型事業所)</b> 久慈市小久慈町 21-12-3 TEL (0194) 66-8561

訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を行います。	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	①生活訓練施設 銀杏荘 久慈市門前 1-151-1 TEL (0194) 52-8180 FAX (0194) 52-8188

給付の種類	サービスの名称	内容	事業所(久慈管内)
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する方に、地域生活を支援するために、定期巡回訪問など適時のタイミングで適切な支援を行います。	
地域生活支援事業	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	<p>①地域生活支援センター久慈 久慈市門前 1-151-1 TEL (0194) 52-8177 FAX (0194) 52-8177</p> <p>②ひばりデイサービスセンター 久慈市天神堂 32-8 TEL (0194) 61-1111 FAX (0194) 61-1195</p> <p>③NPO 法人琥珀の泉地域活動支援センター 久慈市夏井町閑伊口 4-35-6 TEL (0194) 53-1105 FAX (0194) 53-1105</p> <p>④地域活動支援センターチャレンジランド 久慈市旭町 7-127-3 TEL (0194) 53-3380 FAX (0194) 52-7715</p> <p>⑤地域活動支援センターはあと舎 久慈市西の沢 5-35-7 TEL (0194) 66-7170</p> <p>⑥洋野町社会福祉協議会おおの障害者デイサービス事業所 洋野町大野 56-78-30 TEL (0194) 77-2180 FAX (0194) 77-2181</p> <p>⑦地域活動支援いっぽ 久慈市湊町 14-99-1 TEL (0194) 75-4506</p> <p>⑧地域活動支援センターきぼう 洋野町種市 23-81-27 TEL</p>

	<p>日中一時支援事業</p>	<p>在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し在宅の障がい児等及びその家族の介護の負担の軽減を図ります。</p>	<p><b>①指定障害者支援施設恵水園</b>  久慈市小久慈町 65-16-2  TEL (0194) 53-6622 FAX (0194) 53-6637</p> <p><b>②希良里（きらり）</b>  洋野町有家 6-5-1  TEL (0194) 75-4558</p> <p><b>③ハックの部屋</b>  九戸郡野田村野田 35-20-1  TEL (0194) 75-4040 FAX (0194) 75-4044</p>
--	-----------------	--	---

○障がい児支援サービス（障がい児を対象としたサービスです。）

給付の種類	サービスの名称	内容	事業所(久慈管内)
障がい児 通所支援 給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。	①児童発達支援事業所 PreSchool COCO.R (ぶれすくーる ここあーる) 久慈市夏井町夏井 1-88-5 (夏井保育園園舎) TEL (0194) 75-3950 FAX (0194) 75-3951
	放課後等 デイサービス	就学中の障がい児が施設に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進のための支援などを受けられます。	①NPO 法人琥珀の泉児童デイサービス 久慈市夏井町閑伊口 4-35-6 TEL (0194) 53-1105 FAX (0194) 53-1105 ②放課後等デイサービスCOCO.R (ここあーる) 久慈市門前 3-152-1 TEL (0194) 75-3950 FAX (0194) 75-3951 ③放課後等デイサービスCOCO.R Growth (ここあーる ぐるーす) 久慈市川崎町 12-4 TEL (0194) 75-3950 FAX (0194) 75-3951 ④ピーターズキッズ 野田村大字野田 35-20-1 TEL (0194) 75-4040 FAX (0194) 75-4044 ⑤放課後等デイサービスまきば 洋野町大野第 56-78-30 (洋野町大野福祉センター内) TEL (0194) 77-2180 FAX (0194) 77-2181 ⑥希良里(きらり) 洋野町有家 6-5-1 TEL (0194) 75-4558
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児で、通所支援の利用が困難なときに居宅訪問して発達支援を行います。	

○居住系サービス（住まいの場としてのサービスです。）

給付の種類	サービスの名称	内容	事業所(久慈管内)
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	①恵水園 久慈市門前 1-151-3 TEL (0194) 66-7525 FAX (0194) 66-7526 ②ひばり療護園 久慈市天神堂 32-8 TEL (0194) 61-1111 FAX (0194) 61-1195
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。	①恵水園 久慈市小久慈町 65-16-2 TEL (0194) 53-6622 FAX (0194) 53-6637 ②みずき園 久慈市長内町 18-14-3 TEL (0194) 52-0741 FAX (0194) 52-0743 ③クロスハート(銀杏荘) 久慈市本町 1-15 TEL (0194) 75-4022 ④ほのぼの 洋野町種市 25-26-31 TEL (0194) 66-9018 FAX (0194) 66-9025 ⑤マムズ・ハグ(はぐくみ。) 久慈市中央 2-33 TEL (0194) 75-4807 ⑥パンジー 野田村大字野田 22-50-1 TEL (0194) 75-4512

## ○相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

◎は主たる対象（令和7年4月1日現在）

給付の種類	一般		特定	障がい				事業所（久慈管内）
	地域移行	地域定着	計画相談	身体	知的	精神	障がい児	
相談支援	○	○	○	◎	○	○	○	<b>ひばり障害者支援センター</b> 相談支援専門員 <u>川戸正人</u> <u>高橋ゆう子</u> 久慈市天神堂 32-8 TEL (0194) 61-1111
	○	○	○	○	○	○	○	<b>チャレンジドセンター久慈</b> 相談支援専門員 <u>三角将太</u> 久慈市中央 4-34 TEL (0194) 66-8585
	○	○	○	○	◎	◎	◎	<b>地域生活支援センター久慈</b> 相談支援専門員 <u>元木澤英典</u> <u>石羽根ユキ子</u> <u>大内田敬子</u> 久慈市門前 1-151-1 TEL (0194) 52-8177
			○	○	○	○	○	<b>ハックのサポートセンター</b> 相談支援専門員 <u>村田幸雄</u> 普代村第9地割字銅屋 5-3 TEL (0194) 36-1799
			○	○	○	○	○	<b>洋野相談支援センター</b> 洋野町有家 6-5-1 TEL (0194) 75-4558 TEL (0194) 75-4062
			○	○	○	○	○	<b>ひろの会うなばら荘指定特定相談支援事業所</b> 洋野町種市 23-81-27 TEL (0194) 69-2121 TEL (0194) 66-2126
			○	○	○	○	○	<b>洋野町社会福祉協議会指定特定相談支援事業所</b> 洋野町大野 56-78-30 TEL (0194) 77-2180 TEL (0194) 77-2181
	○	○	○	○	◎	○	○	<b>恵水園相談支援事業所（休止中）</b> 久慈市門前 1-151-3 TEL (0194) 66-7525

## 8. 介護保険

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援する制度です。

### ○被保険者（対象となる人）

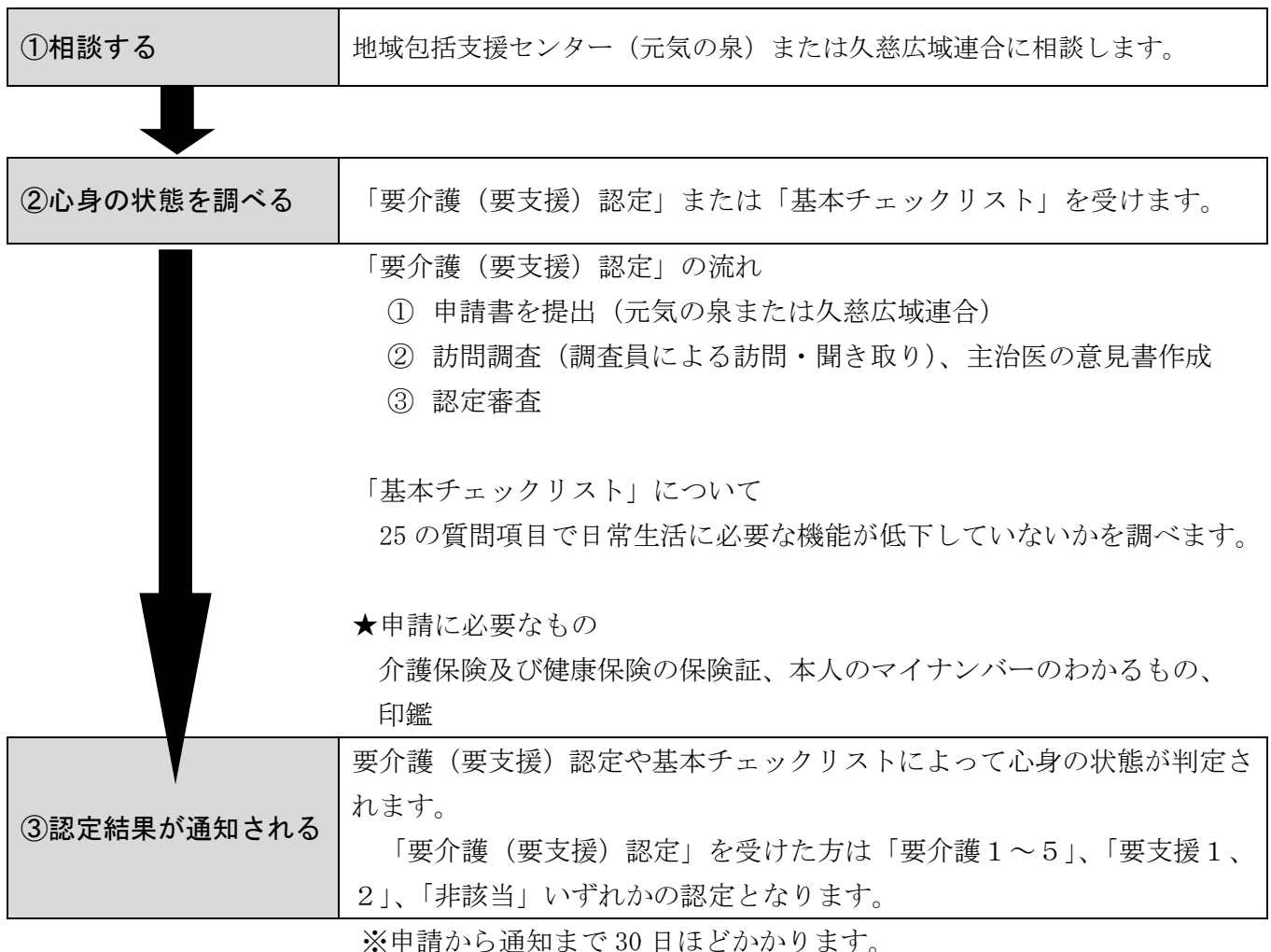
65歳以上の全ての人（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）が被保険者となります。

第2号被保険者は、介護保険の対象となる病気（特定疾病）が原因となる場合に受けることができます。

### ○介護サービスの利用

「要介護（要支援）認定」または「基本チェックリスト」を受け、介護や支援が必要な状態であるとされた場合に介護サービスの利用が可能となります。

### ○介護サービス利用申請から認定まで



## ○認定されてから介護サービスを利用するまで

### 《自宅で暮らしながらサービスを利用する場合》

① ケアマネジャーを決定	基本チェックリストを受けた方および要支援1、2の方は地域包括支援センター、要介護1～5と認定された方は居宅介護支援事業者を選んで、連絡します。
②居宅介護サービス計画（ケアプラン）等の作成	契約に基づき、各事業所のケアマネジャーが作成します。
③居宅サービス等の利用	サービス事業者と契約します。（ケアプランに沿って利用します。）

### 《介護保険施設入所の場合》

①施設入所（入院）に係る申込み・契約の締結	入所前に見学をするなど、サービス内容や利用料について検討したうえで施設に直接申し込みます。
②施設サービスの利用	入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

## ○主な要介護者への介護サービスの種類

### 《居宅サービス》

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活（療養）介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）

### 《施設サービス》

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院

## ○問合せ先

地域包括支援センター（元気の泉内） 介護支援係 TEL 61-1112

地域包括支援係 TEL 61-1557

## 9. その他

### ○民生委員・児童委員

(令和8年4月1日現在)

番号	氏名	担当地区名	番号	氏名	担当地区名
1	野場 洋輝	枝成沢、長久保	36	小向 サエ子	広美町
2	千葉 伴子	畑田、沢里2	37	外里 義範	東広美町
3	新里 治子	畑田、沢里1	38	分道 洋子	新長内
4	田面 三枝子	寺里1	39	欠員	上長内2
5	鈴木 美智子	寺里2	40	中村 喜代子	上長内1
6	米澤 由美子	天神堂1	41	田名部 しげ子	中長内
7	古舘 京子	天神堂2	42	大上 美恵子	下長内、平沢
8	欠員	天神堂3	43	佐々木 悦子	元木沢
9	松本 和憲	天神堂4	44	兼田 久巳	玉の脇、二子
10	小倉 慶子	栄町1	45	城内 清己	大尻
11	欠員	栄町2	46	熊谷 晴子	下柏木
12	晴山 健二	門前1	47	中村 アツ子	上柏木
13	横田 マサ子	門前2	48	米澤 豊	秋葉、大沢田
14	宮澤 文雄	門前3	49	欠員	下日当
15	伊藤 武男	旭町・京の森	50	鹿糠 辰美	上日当
16	類瀬 礼子	源道	51	八屋 ひろ子	上・中日吉町
17	三上 光子	湊上、久慈湊小学校前	52	鹿糠 庄一	下日吉町
18	七十刈 清明	湊中、湊下	53	西 和子	幸町1
19	欠員	新井田	54	上野 きのえ	幸町2
20	森 千賀子	田屋	55	中塚 潮子	新築町
21	灘山 敦子	新中の橋	56	八屋 芳紀	岩瀬張、横合
22	三輪 カシコ	川貫1	57	欠員	生出町
23	米沢 玲子	川貫2	58	外野 トシ子	仲小路
24	澤里 光子	西の沢	59	野田 史生	三日町、新丁、千草
25	藤森 澄恵	荒町	60	眞角 泰光	砂子
26	三船 進一	八日町、十八日町	61	米内 朝子	森中
27	長内 壽一	中町	62	中森 多賀子	森上、森下
28	阿部 敬子	中の橋、二十八日町	63	藤森 昭子	新町(大川目)
29	笹本 修一	駅前、表町、新町	64	中田 一志	中田、田子内
30	柏崎 幸子	柏崎	65	山口 健一	山口、外里
31	欠員	巽町	66	畑中 桃子	田中
32	藤原 亮一	本町	67	水無 ミツ子	根井
33	菅原 めぐみ	川崎町	68	瀧 鈴子	滝
34	高山 明美	田高1	69	灰玉平 妙子	川代、大芦、富原
35	平谷 久美子	田高2	70	三上 貴敬	門ノ沢、中崎、国坂

番号	氏名	担当地区名	番号	氏名	担当地区名
71	成田紀子	夏井、生平、小田	106	清水畑 健	上小国
72	新井野 勉	黒沼、早坂	107	二橋 恵美子	下小国
73	村上 恵利子	田沢、野中、大崎	108	関 ユリ子	関、二又
74	小向 明	駅前、大湊	109	下平 英子	関、成谷
75	播磨 孝則	鼻館、閉伊口、住吉、田中	110	川原 且男	霜畑
76	澤山 福美	半崎	111	欠員	上川井、沢繫
77	林崎 信男	板橋、菱倉、鳥谷、宇津目	112	木地谷 順子	中川井、下川井
78	欠員	町、日向	113	成谷 とし子	外川井、沼袋
79	欠員	和野、北の越、滝の沢	114	下道 徹男	来内
80	澤里 恭治	田子沢、地京沢、中田	115	谷地 ユワノ	荷軽部
81	宇部 裕子	川原屋敷、山田、大沢	116	欠員	落安、木藤古
82	宇部 久美子	山屋敷、谷地中	117	芦澤 京子	日野沢、出ル町
83	坂本 きわ子	久喜1	118	下館 満吉	戸呂町、厚浦の一部
84	川平 いと	久喜2	119	松坂 重男	岡堀、厚浦の一部
85	欠員	小袖沢、三崎	120	中屋敷 とも子	向屋敷、新田、繫
86	欠員	小袖	<b>○主任児童委員</b>		
87	澤里 新市	小倉、長坂、馬寄、大渡			
88	十文字 香子	堀切			
89	谷崎 利志美	向町	番号	氏名	担当地区名
90	川戸 大輔	外屋敷	1	平賀 信二	久慈地区
91	西村 秀雄	桑畑	2	高橋 美樹	久慈地区
92	大西 広吉	白前	3	高柳 史朗	長内地区
93	大向 千賀子	横沼	4	村田 東助	長内地区
94	久慈 理恵	本町(待浜)	5	引地 範子	大川目地区
95	中 佐代子	角柄	6	山口 和子	大川目地区
96	久世 愛美	北野、保土沢	7	川端 幸子	夏井地区
97	森岩 郁子	麦生、本波	8	生平和 男	夏井地区
98	馬渡 幸子	横倉、馬渡、深田元村、日当	9	久慈 洋子	宇部地区
99	下田 一男	深田(小田瀬)	10	欠員	宇部地区
100	橋上 智	木売内、保礼羅、橋場	11	林崎 智香子	待浜地区
101	伊藤 定男	細野	12	大西 末子	待浜地区
102	栗沢 獯	端神	13	橋上 祥子	山根地区
103	伊藤 恵子	千足、村井、浅小沢	14	松野下 康子	山根地区
104	細畑 正良	馬越、上戸鎖	15	二ツ神 悦子	山形地区
105	坂本 由紀子	下戸鎖	16	欠員	山形地区

○身体障害・知的障害者相談員

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
1	立 成 勝 夫	1	元 木 澤 寿 枝
2	新 里 周 一		
3	大 沢 千 枝 子		
4	澤 野 ヤ エ 子		

○久慈市身体障害者協議会

問合せ…久慈市身体障害者協議会会長 立成 勝夫 TEL (0194) 52-6154  
 // 事務局長 新里 周一 TEL (0194) 55-2225

昭和 34 年に発足し、平成 18 年に山形村身体障害者協議会と合併しました。一人一人の力を結集して、全域的な規模で国際障害者年の理念であります、完全参加と平等を目的として、障がい者福祉の向上と住みよい豊かな環境づくりを目指して一緒に頑張りましょう。

〈主な活動〉

- ① 各種研修及び旅行・レクレーション等
- ② 関係行政機関および県内身体障害者団体との連携強調
- ③ 身体障がい者福祉に関する調査研究
- ④ 自立更生をうながし、社会復帰のための援護事業
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

○久慈市精神障害者家族会「祐慈の会」 問合せ…久慈市精神障害者家族会会長 中塚 紀子  
 TEL (0194) 53-2601

精神疾患の当事者とその家族を支える会で、昭和 61 年に結成されました。

〈主な活動〉

- ① 会員同士の交流—普段話せない悩みや苦しみの語り合いや支え合い。
- ② 勉強会—精神疾患への対応や福祉制度等について
- ③ 研修会等の参加—管内障がい者関連のイベントや県大会等への参加
- ⑤ その他、本会の目的達成に必要な事業

**○久慈市手をつなぐ育成会** 問合せ…久慈市手をつなぐ育成会会長 中野 信男

**TEL (0194) 52-2420 FAX(0194) 52-2420**

昭和 53 年に市内の知的障がいを持つ子の家族と有志が集まり、子供達の幸せを願って組織されました。会員の意識や福祉施策の向上、相互の励ましと親睦を深めながら共に歩んでいます。

〈主な活動〉

- ① 全日本及び岩手県手をつなぐ育成会各種事業への参加と協力
- ② 市の福祉行事及び各施設等の行事への参加と協力
- ③ 会員の研修会
- ④ 社会参加による理解と啓蒙・会員の拡大
- ⑤ 会員相互の親睦を図る交流会
- ⑥ その他会の目的に適う事業



**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**

久慈市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。